

Ⅲ 資 料

1

がいこくじんじゅうみんじんこうとうけい

外国人住民人口統計

かわさきし こくせき ちいき べつがいこく じんじゅうみんじんこう すい かくげつまつじつげんざいにん 川崎市の国籍・地域別外国人住民人口の推移 (各月末日現在・人)												
	2014.3 (H26)	2015.3 (H27)	2016.3 (H28)	2017.3 (H29)	2018.3 (H30)	2019.3 (H31)	2020.3 (R2)	2021.3 (R3)	2022.3 (R4)	2023.3 (R5)	2024.3 (R6)	2024.12 (R6)
1	9,956 ちゅうごく (中国)	10,787 ちゅうごく (中国)	11,527 ちゅうごく (中国)	12,905 ちゅうごく (中国)	14,182 ちゅうごく (中国)	15,410 ちゅうごく (中国)	16,606 ちゅうごく (中国)	15,807 ちゅうごく (中国)	15,072 ちゅうごく (中国)	15,779 ちゅうごく (中国)	16,833 ちゅうごく (中国)	17,573 ちゅうごく (中国)
2	7,922 かんこく ちようせん (韓国・朝鮮)	7,812 かんこく ちようせん (韓国・朝鮮)	7,842 かんこく ちようせん (韓国・朝鮮)	7,979 かんこく ちようせん (韓国・朝鮮)	7,558 かんこく (韓国)	7,621 かんこく (韓国)	7,663 かんこく (韓国)	7,355 かんこく (韓国)	7,089 かんこく (韓国)	7,297 かんこく (韓国)	7,227 かんこく (韓国)	7,279 かんこく (韓国)
3	3,653 ふいりびん (フィリピン)	3,771 ふいりびん (フィリピン)	3,898 ふいりびん (フィリピン)	4,037 ふいりびん (フィリピン)	4,226 ふいりびん (フィリピン)	4,441 ふいりびん (フィリピン)	4,700 ふいりびん (フィリピン)	4,651 ふいりびん (フィリピン)	4,713 ふいりびん (フィリピン)	5,062 ふいりびん (フィリピン)	5,887 べとなむ (ベトナム)	6,692 べとなむ (ベトナム)
4	936 べとなむ (ベトナム)	1,294 べとなむ (ベトナム)	1,868 べとなむ (ベトナム)	2,309 べとなむ (ベトナム)	2,857 べとなむ (ベトナム)	3,448 べとなむ (ベトナム)	4,398 べとなむ (ベトナム)	4,625 べとなむ (ベトナム)	4,312 べとなむ (ベトナム)	4,970 べとなむ (ベトナム)	5,382 ふいりびん (フィリピン)	5,580 ふいりびん (フィリピン)
5	807 いんど (インド)	774 いんど (インド)	841 たいわん (台湾)	938 ねぱーる (ネパール)	1,129 ねぱーる (ネパール)	1,295 ねぱーる (ネパール)	1,541 ねぱーる (ネパール)	1,556 ねぱーる (ネパール)	1,607 ねぱーる (ネパール)	1,920 ねぱーる (ネパール)	2,452 ねぱーる (ネパール)	2,972 ねぱーる (ネパール)
6	756 ぶらじる (ブラジル)	745 たいわん (台湾)	826 いんど (インド)	937 たいわん (台湾)	1,069 いんど (インド)	1,208 いんど (インド)	1,431 いんど (インド)	1,323 いんど (インド)	1,293 いんど (インド)	1,522 いんど (インド)	1,641 いんど (インド)	1,668 いんど (インド)
7	650 べいこく (米国)	733 べいこく (米国)	779 べいこく (米国)	915 いんど (インド)	1,033 たいわん (台湾)	1,115 たいわん (台湾)	1,237 たいわん (台湾)	1,127 たいわん (台湾)	1,107 たいわん (台湾)	1,281 べいこく (米国)	1,415 べいこく (米国)	1,623 いんどねしあ (インドネシア)
8	590 たいわん (台湾)	712 ぶらじる (ブラジル)	740 ねぱーる (ネパール)	828 べいこく (米国)	959 べいこく (米国)	1,018 べいこく (米国)	1,078 べいこく (米国)	1,098 べいこく (米国)	1,081 べいこく (米国)	1,231 たいわん (台湾)	1,360 いんどねしあ (インドネシア)	1,437 たいわん (台湾)
9	515 たい (タイ)	542 たい (タイ)	733 ぶらじる (ブラジル)	749 ぶらじる (ブラジル)	783 ぶらじる (ブラジル)	816 ぶらじる (ブラジル)	877 ぶらじる (ブラジル)	876 ぶらじる (ブラジル)	845 ぶらじる (ブラジル)	923 いんどねしあ (インドネシア)	1,335 たいわん (台湾)	1,367 べいこく (米国)
10	487 べーる (ペルー)	531 ねぱーる (ネパール)	579 たい (タイ)	616 たい (タイ)	644 たい (タイ)	679 たい (タイ)	682 たい (タイ)	669 いんどねしあ (インドネシア)	640 いんどねしあ (インドネシア)	867 ぶらじる (ブラジル)	893 みゃんまー (ミャンマー)	1,313 みゃんまー (ミャンマー)
た その他	3,299	3,629	3,944	4,205	5,147	5,584	6,195	6,081	6,001	6,940	7,816	8,346
がいこくじんそうすう 外国人総数	29,571	31,330	33,577	36,418	39,587	42,635	46,408	45,168	43,760	47,792	52,241	55,850
がいこくじんひりつ 外国人比率	2.03%	2.13%	2.26%	2.43%	2.62%	2.80%	3.06%	2.93%	2.84%	3.10%	3.37%	3.60%

かわさきし がいこくじんじゅうみんじんこう こくせき ちい きべつ
川崎市の外国人住民人口 (国籍・地域別)

ねん がつまつじつげんざい
2024年12月末日現在

No.	こくせき ちい き 国籍・地域	にん 人	No.	こくせき ちい き 国籍・地域	にん 人	No.	こくせき ちい き 国籍・地域	にん 人
1	ちゅうごく 中国	17,573	51	べるぎー ベルギー	25	101	すーだん スーダン	4
2	かんこく 韓国	7,279	52	ふいんらんど フィンランド	25	102	とんが トンガ	4
3	べとなむ ベトナム	6,692	53	あいいるらんど アイルランド	25	103	いえめん イエメン	4
4	ふいりびん フィリピン	5,580	54	きるぎす キルギス	25	104	ざんびあ ザンビア	4
5	ねばーる ネパール	2,972	55	すいす スイス	25	105	せるびあ セルビア	4
6	いんど インド	1,668	56	はんがりー ハンガリー	24	106	ぶるねい ブルネイ	3
7	いんどねしあ インドネシア	1,623	57	らおす ラオス	24	107	ればんのん レバノン	3
8	たいわん 台湾	1,437	58	えちおびあ エチオピア	23	108	らとびあ ラトビア	3
9	べいこく 米国	1,367	59	えじぶと エジプト	23	109	るわんだ ルワンダ	3
10	みやんまー ミャンマー	1,313	60	もろっこ モロッコ	19	110	すらべにあ スロベニア	3
11	ぶらじる ブラジル	894	61	ぼるとがる ボルトガル	19	111	すらばきあ スロバキア	3
12	たい タイ	794	62	こんごみんしゅきょうわこく コンゴ民主共和国	18	112	ぼすにあへるつえごびな ボスニア・ヘルツェゴビナ	3
13	すりらんか スリランカ	546	63	のるうえー ノルウェー	18	113	あるばにあ アルバニア	2
14	ばんぐらでしゅ バングラデシュ	512	64	ばらぐあい パラグアイ	18	114	ばーれーん バーレーン	2
15	べー ペルー	509	65	おーすとリア オーストリア	17	115	ぼつわな ボツワナ	2
16	えいこく 英国	422	66	ちり チリ	16	116	ちゅうおうふりか 中央アフリカ	2
17	ちようせん 朝鮮	389	67	じゃまいか ジャマイカ	16	117	こんごきょうわこく コンゴ共和国	2
18	もんごる モンゴル	366	68	かめるーん カメルーン	15	118	えるさるばどる エルサルバドル	2
19	ふらんす フランス	342	69	ぎりしゃ ギリシャ	15	119	えすとにあ エストニア	2
20	まれーしあ マレーシア	332	70	じんばぶえ ジンバブエ	15	120	がんびあ ガンビア	2
21	ろしあ ロシア	266	71	いすらえる イスラエル	14	121	あいすらんど アイスランド	2
22	かなだ カナダ	230	72	しりあ シリア	14	122	まだがすかる マダガスカル	2
23	どいつ ドイツ	203	73	でんまーく デンマーク	12	123	みくろねしあ ミクロネシア	2
24	おーすとらリア オーストラリア	156	74	こーとじぼわーる コートジボワール	12	124	もるどば モルドバ	2
25	かんぼじあ カンボジア	152	75	べなん ベナン	11	125	きたまけどにあ 北マケドニア	2
26	ぱきすたん パキスタン	126	76	ぎにあ ギニア	11	126	ばらお パラオ	2
27	いたりあ イタリア	118	77	あるじえりあ アルジェリア	10	127	えすわていに エスワティニ	2
28	いらん イラン	110	78	ぶるがりあ ブルガリア	10	128	あるめにあ アルメニア	2
29	すべいん スペイン	90	79	よるだん ヨルダン	9	129	じょーじあ ジョージア	2
30	あるせんちん アルゼンチン	81	80	ぶるきなふあそ ブルキナファソ	8	130	こそぼ コンゴ	2
31	とるこ トルコ	73	81	こすたりか コスタリカ	7	131	あらぶしゅちようくれんほう アラブ首長国連邦	1
32	うずべきすたん ウズベキスタン	73	82	ちえこ チェコ	7	132	ばるばどす バルバドス	1
33	しんがぽーる シンガポール	71	83	いらく イラク	7	133	ばはま バハマ	1
34	ぼりびあ ボリビア	62	84	まり マリ	7	134	べりーず ベリーズ	1
35	めきしこ メキシコ	59	85	とりにだーどとばこ トリニダード・トバゴ	7	135	きぶろす キプロス	1
36	ないじえりあ ナイジェリア	57	86	きゅーば キューバ	6	136	どみにかきょうわこく ドミニカ共和国	1
37	がーな ガーナ	56	87	ふいじー フィジー	6	137	がいあな ガイアナ	1
38	にゅーじーらんど ニュージーランド	52	88	ぐあてまら グアテマラ	6	138	くうえーと クウェート	1
39	ころんびあ コロンビア	48	89	うがんだ ウガンダ	6	139	りべりあ リベリア	1
40	すうえーでん スウェーデン	48	90	あぜるばいじゃん アゼルバイジャン	6	140	るくせんぶるく ルクセンブルク	1
41	うく라이ナ ウクライナ	48	91	べらるーし ベラルーシ	5	141	もーりしやす モーリシャス	1
42	ちゅにじあ チュニジア	38	92	くろアチア クロアチア	5	142	にからぐあ ニカラグア	1
43	ぼーらんど ポーランド	36	93	えくあどる エクアドル	5	143	たんざにあ タンザニア	1
44	るーまにあ ルーマニア	36	94	まらうい マラウイ	5	144	たじきすたん タジキスタン	1
45	おらんだ オランダ	34	95	さうじあらびあ サウジアラビア	5	145	ばぬあつ バヌアツ	1
46	みなみあふりかきょうわこく 南アフリカ共和国	34	96	べねずえら ベネズエラ	5	146	さもあ サモア	1
47	せねがる セネガル	33	97	ぶーたん ブータン	4	147	ばれすちな パレスチナ	1
48	かざふすたん カザフスタン	32	98	はいち ハイチ	4	148	みなみすーだんきょうわこく 南スーダン共和国	1
49	あふがにすたん アフガニスタン	30	99	りとあにあ リトアニア	4		むこくせき 無国籍	7
50	けにあ ケニア	26	100	しえられおね シエラレオネ	4		くうらん 空欄※	33

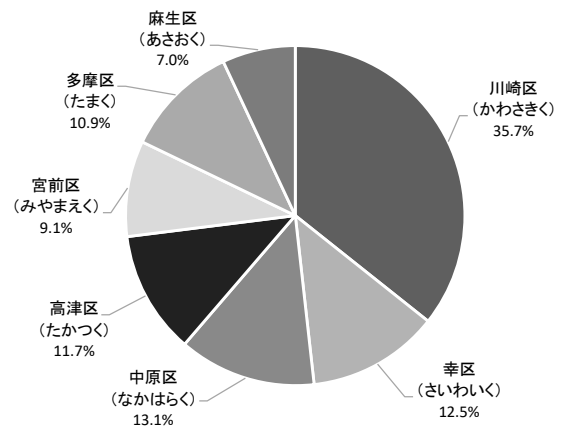
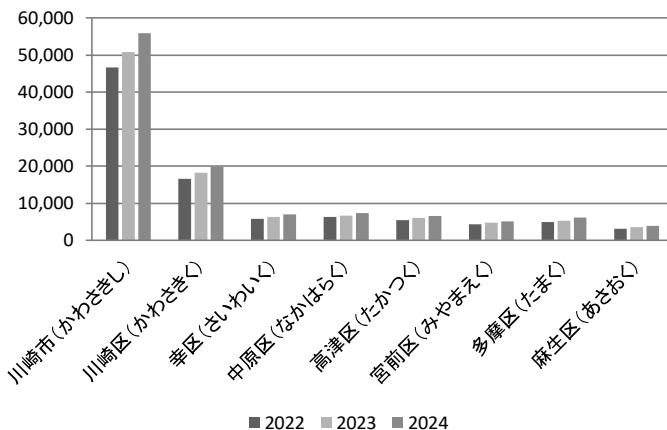
※出生による経過滞在者

ごうけい にん
合計 55,850人

く べ つ お も こ く せ き ち い き べ つ が い こ く じ ん じ ゅ う み ん じ ん こ う
 区別・主な国籍・地域別 外国人住民人口

ねん が つ ま つ じ つ げ ん ざ い
 2024年12月末日現在

	かわさきく 川崎区	さいわいく 幸区	なかはらく 中原区	た か つ く 高津区	みやまえく 宮前区	た ま く 多摩区	あさおく 麻生区	しぜんたい 市全体
1	6,901 ちゅうごく (中国)	2,631 ちゅうごく (中国)	2,248 ちゅうごく (中国)	1,655 ちゅうごく (中国)	1,186 ちゅうごく (中国)	1,681 ちゅうごく (中国)	1,271 ちゅうごく (中国)	17,573 ちゅうごく (中国)
2	2,924 (ベトナム)	845 かんこく (韓国)	1,102 かんこく (韓国)	853 かんこく (韓国)	629 ふいりびん (フィリピン)	819 べとなむ (ベトナム)	434 かんこく (韓国)	7,279 かんこく (韓国)
3	2,783 かんこく (韓国)	707 べとなむ (ベトナム)	598 べとなむ (ベトナム)	742 べとなむ、ふいりびん (ベトナム、フィリピン)	616 かんこく (韓国)	646 かんこく (韓国)	289 べとなむ (ベトナム)	6,692 べとなむ (ベトナム)
4	2,133 ふいりびん (フィリピン)	674 ね ば ー る (ネパール)	591 ふいりびん (フィリピン)	—	613 べとなむ (ベトナム)	637 ふいりびん (フィリピン)	275 い ん ど (インド)	5,580 ふいりびん (フィリピン)
5	1,050 ね ば ー る (ネパール)	639 ふいりびん (フィリピン)	400 ね ば ー る (ネパール)	337 ね ば ー る (ネパール)	252 い ん ど ね し あ (インドネシア)	320 ね ば ー る (ネパール)	209 ふいりびん (フィリピン)	2,972 ね ば ー る (ネパール)
6	636 い ん ど (インド)	198 たいわん (台湾)	322 たいわん (台湾)	268 べいこく (米国)	245 べいこく (米国)	200 み や ん ま ー (ミャンマー)	178 い ん ど ね し あ (インドネシア)	1,668 い ん ど (インド)
7	502 ぶ ら じ る (ブラジル)	187 い ん ど (インド)	315 べいこく (米国)	225 い ん ど ね し あ (インドネシア)	152 み や ん ま ー (ミャンマー)	195 い ん ど ね し あ (インドネシア)	163 べいこく (米国)	1,623 い ん ど ね し あ (インドネシア)
8	422 い ん ど ね し あ (インドネシア)	177 み や ん ま ー (ミャンマー)	189 い ん ど ね し あ (インドネシア)	192 たいわん (台湾)	143 たいわん (台湾)	186 べいこく (米国)	148 ぼ ん ぐ ら で し ゅ (バングラデシュ)	1,437 たいわん (台湾)
9	411 み や ん ま ー (ミャンマー)	162 い ん ど ね し あ (インドネシア)	155 い ん ど (インド)	171 い ん ど (インド)	125 ね ば ー る (ネパール)	145 い ん ど (インド)	108 たいわん (台湾)	1,367 べいこく (米国)
10	342 たいわん (台湾)	87 べいこく (米国)	134 み や ん ま ー (ミャンマー)	151 み や ん ま ー (ミャンマー)	105 た い (タイ)	132 たいわん (台湾)	88 み や ん ま ー (ミャンマー)	1,313 み や ん ま ー (ミャンマー)
た こ く せ き 他の国籍	1,820	694	1,262	1,201	1,030	1,114	738	8,346
ごうけい にん 合計(人)	19,924	7,001	7,316	6,537	5,096	6,075	3,901	55,850
わりあい 割合(%)	35.7	12.5	13.1	11.7	9.1	103.0	7.0	100.0

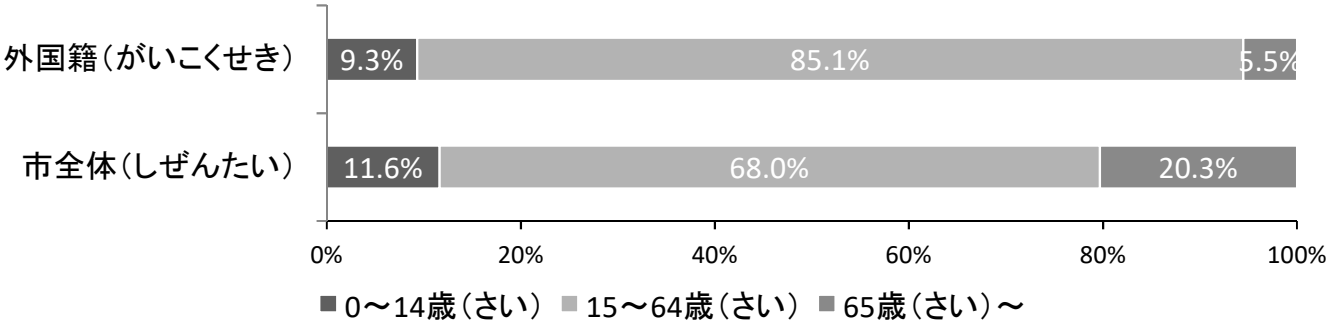


くべつねんれいべつがいこくじんじゅうみんじんこう
区別・年齢別 外国人住民人口

ねんがつまつじつげんさい
2024年12月末日現在

		かわさきく 川崎区	さいわいく 幸区	なかはらく 中原区	たかつく 高津区	みやまぐ 宮前区	たまく 多摩区	あさおく 麻生区	しぜんたい 市全体
0～4歳	にん 人	432	227	195	109	97	163	133	1,912
	%	3.8	4.7	2.7	2.7	2.6	3.5	3.4	3.4
5～9歳	にん 人	491	204	167	84	115	119	107	1,834
	%	4.3	4.2	2.3	2.1	3.1	2.6	2.7	3.3
10～14歳	にん 人	398	182	141	78	86	79	84	1,466
	%	3.5	3.7	1.9	1.9	2.3	1.7	2.2	2.6
15～19歳	にん 人	335	166	193	84	122	133	97	1,588
	%	3.0	3.4	2.6	2.1	3.3	2.9	2.5	2.8
20～24歳	にん 人	1,084	347	768	483	437	593	575	6,053
	%	9.6	7.1	10.5	11.8	11.7	12.9	14.7	10.8
25～29歳	にん 人	1,686	606	1,399	811	597	903	692	9,185
	%	14.9	12.4	19.1	19.9	15.9	19.6	17.7	16.4
30～34歳	にん 人	1,692	720	1,255	723	599	817	594	8,518
	%	15.0	14.8	17.2	17.7	16.0	17.8	15.2	15.3
35～39歳	にん 人	1,427	582	915	526	422	527	390	6,523
	%	12.6	11.9	12.5	12.9	11.3	11.5	10.0	11.7
40～44歳	にん 人	1,008	476	644	324	344	348	329	4,813
	%	8.9	9.8	8.8	7.9	9.2	7.6	8.4	8.6
45～49歳	にん 人	722	373	451	239	235	254	226	3,438
	%	6.4	7.6	6.2	5.9	6.3	5.5	5.8	6.2
50～54歳	にん 人	578	290	344	185	207	195	228	2,964
	%	5.1	5.9	4.7	4.5	5.5	4.2	5.8	5.3
55～59歳	にん 人	487	238	273	136	167	171	150	2,504
	%	4.3	4.9	3.7	3.3	4.5	3.7	3.8	4.5
60～64歳	にん 人	401	191	237	110	123	138	118	1,960
	%	3.5	3.9	3.2	2.7	3.3	3.0	3.0	3.5
65歳～	にん 人	558	279	334	187	200	157	178	3,092
	%	4.9	5.7	4.6	4.6	5.3	3.4	4.6	5.5

ごうけい
合計 55,850人

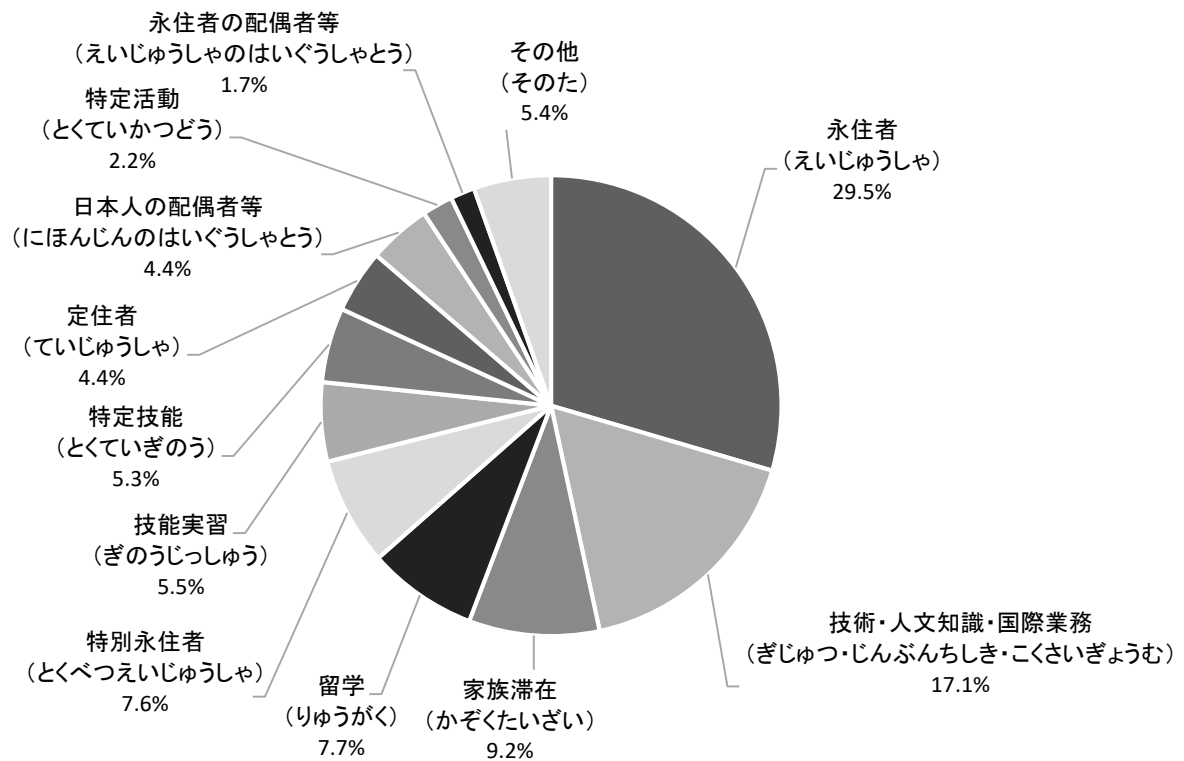


ざいりゅうしかくべつがいこくじんじゅうみんじんこう
在留資格別外国人住民人口

ねん がつまつじつげんざい
2024年12月末日現在

ざいりゅうしかく 在留資格	じんこう 人口	%
えいじゅうしゃ 永住者	16,501	29.5
ぎじゅつ じんぶんちしき こくさいぎょうむ 技術・人文知識・国際業務	9,538	17.1
かぞくたいざい 家族滞在	5,112	9.2
りゅうがく 留学	4,318	7.7
とくべつえいじゅうしゃ 特別永住者	4,236	7.6
ぎのうじっしゅう 技能実習	3,091	5.5
とくていぎのう 特定技能	2,934	5.3
ていじゅうしゃ 定住者	2,477	4.4
にほんじん はいぐうしゃとう 日本人の配偶者等	2,447	4.4
とくていかつどう 特定活動	1,212	2.2
えいじゅうしゃ はいぐうしゃとう 永住者の配偶者等	949	1.7
た その他	3,035	5.4

ごうけい じん
合計 55,850人



2 第15期代表者の応募状況と選考結果

かわさきしがいいくじんしみんだいひょうしやかいぎだいひょうしやせんになようこうだい じょう
川崎市外国人市民代表者会議代表者選任要綱第3条による代表者の構成

	こくせき・ちいき 国籍・地域	がいこくじんじゅうみんじんこう 外国人住民人口 (2023. 12. 31現在)	こうせい 構成	おうぼしやうすう 応募者数 A	せんこうしやうすう 選考者数 B	ばいりつ 倍率 A / B
地域別*	あじあ アジア	45,107人	ひとりいじょう 1人以上	176人	17人	10.4倍
	あふりか アフリカ	382人	ひとりいじょう 1人以上	2人	1人	2.0倍
	ひがしヨーロッパ 東ヨーロッパ	436人	ひとりいじょう 1人以上	4人	3人	1.3倍
	らてんあめりか・ かりぶかいしよこく ラテンアメリカ・ カリブ海諸国	1,681人	ひとりいじょう 1人以上	5人	2人	2.5倍
	にしヨーロッパ・ その他	3,188人	ひとりいじょう 1人以上	19人	3人	6.3倍
けい 計		50,794人		206人	26人	7.9倍

* 川崎市外国人市民代表者会議代表者選任要綱第3条により、条例第4条に基づく代表者の構成は、国際連合人権理事会の委員選出の地域区分に基づく5地域から少なくとも各1人以上とし、同一の国籍・地域の委員は、4人を超えないものとする。

[応募者の国籍・地域 内訳]

あじあ アジア	ちゅうごく かんこく たいわん べとなむ ふいりびん いんどねしあ 中国97、韓国24、台湾12、ベトナム9、フィリピン6、インドネシア 5、マレーシア4、ネパール3、バングラデシュ3、タイ2、スリランカ 2、インド2、モンゴル2、シンガポール1、パキスタン1、 うずべきすたん しりあ みやんまー ウズベキスタン1、シリア1、ミャンマー1
あふりか アフリカ	せねがる もろっこ セネガル1、モロッコ1
ひがしヨーロッパ 東ヨーロッパ	ぶるがリア ぽーらんど ろしあ べらるーし ブルガリア1、ポーランド1、ロシア1、ベラルーシ1
らてんあめりか・ かりぶかいしよこく ラテンアメリカ・ カリブ海諸国	ぶらじる べるー ころんぴあ ぼりびあ ブラジル2、ペルー1、コロンビア1、ボリビア1
にしヨーロッパ・ その他	べいこく どいつ えいこく ふらんす いたりあ おーすとらりあ 米国6、ドイツ4、英国2、フランス2、イタリア1、オーストラリア 1、カナダ1、デンマーク1、フィンランド1

3

ていしゅつしりょういちらん 提出資料一覧

かいぎ はいふ しりょう おも ちょうさしんぎ かんれん あ ていしゅつび
会議で配布した資料のうち、主に調査審議に関連するものを挙げます。() は提出日
です。

【1】じょうほう とうけい 情報・統計

1 たぶん かしゃかいぶかい 多文化社会部会

- ① じょうほうはっしん しゅうち ねん がつとお か
情報発信・周知について (2024年11月10日)
- ② がいこくじんし むん こうほう かた かん かんが かた ねん がつとお か
外国人市民への広報のあり方に関する考え方 (2024年11月10日)
- ③ かわさきし たげん ごこうほうしりょういちらん ねん がつとお か
川崎市の多言語広報資料一覧 (2024年11月10日)
- ④ う え る か む せ っ と ないよういちらん ねん がつとお か
ウェルカムセットの内容一覧 (2024年11月10日)
- ⑤ こそだ きょういく ねん がつ にち
子育て・教育について (2025年1月19日)
- ⑥ がいこくじんし むん さんぜん さんご かん じょうほう ねん がつ にち
外国人市民向け 産前・産後に関する情報 (2025年1月19日)
- ⑦ ほいくあんない えいごばん ねん がつ にち
保育案内 (英語版) (2025年1月19日)
- ⑧ ふうふべつせい ねん がつ にち
夫婦別姓について (2025年2月16日)

2 あんしんせいかつぶかい 安心生活部会

- ① ぼうさい さいがい ねん がつとお か
防災・災害について (2024年11月10日)
- ② うけつけ しー と えいごばん ねん がつとお か
受付シート (英語版) (2024年11月10日)
- ③ きょうせい こ み ゅ に て い けいせい ねん がつ にち
共生コミュニティの形成について (2025年1月19日)
- ④ ねんどていげん ねん がつ にち
2015年度提言 (2025年1月19日)
- ⑤ ねんどていげん ねん がつ にち
2021年度提言 (2025年1月19日)
- ⑥ ちょうないかい じちかい ちらし ねん がつ にち
町内会・自治会のチラシ (2025年1月19日)
- ⑦ ちょうないかい じちかい かにゆうあんないりーふれっと みやまえく ねん がつ にち
町内会・自治会加入案内リーフレット (宮前区) (2025年1月19日)
- ⑧ かわさきしたぶん かきょうせいしやかいすいしんしん ばっすい ねん がつ にち
川崎市多文化共生社会推進指針 (抜粋) (2025年1月19日)
- ⑨ いりょう ねん がつ にち
医療について (2025年2月16日)
- ⑩ たげん ごいりょうもんしんひょう ねん がつ にち
多言語医療問診票 (2025年2月16日)
- ⑪ かわさきしりつかわさきびょういんつうしんだい ごう ねん がつ にち
川崎市立川崎病院通信第54号 (2025年2月16日)

【2】話し合いのまとめ等

- ① 前回会議のまとめ（随時）
- ② 各部会の審議のまとめ（随時）

【3】議事録

- ① 2024年度川崎市外国人市民代表者会議第1～4回議事録（随時）

【4】年次報告・ニューズレター等

- ① 2024年度年次報告書について（2024年10月13日）
- ② 川崎市外国人市民代表者会議年次報告＜2024年度＞（案）（2025年1月19日、2月16日）
- ③ ニューズレターNo. 80、No. 81、No. 82、市制100周年記念特別号

【5】実行委員会

- ① 臨時会実行委員会（2024年6月16日、9月8日、10月13日、11月10日、2025年1月19日、2月16日）
- ② 交流イベント実行委員会（2024年9月8日、10月13日、11月10日、2025年1月19日、2月16日）
- ③ ニューズレター編集委員会（2024年6月16日、9月8日、10月13日、11月10日、2025年1月19日）

【6】その他

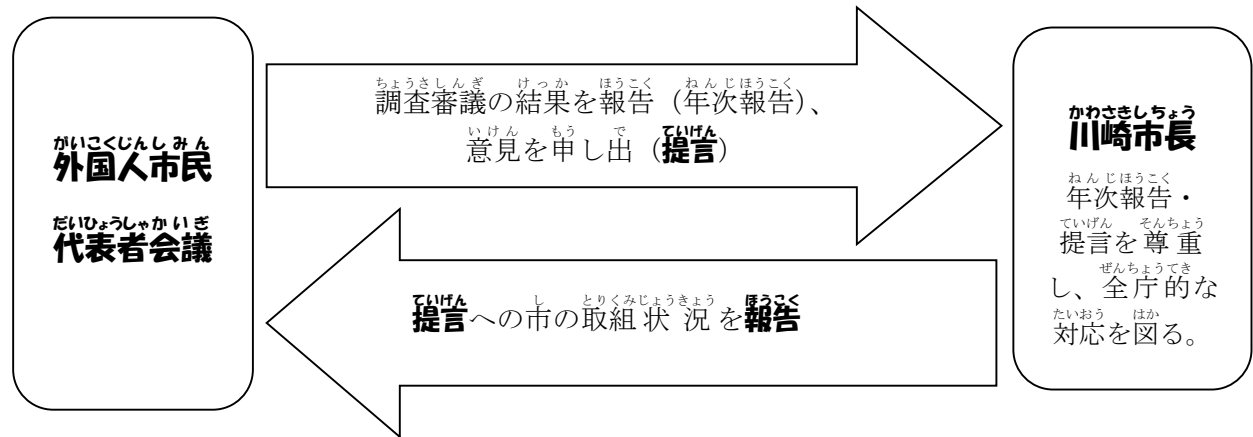
- 1 正副委員長の選出について（2024年4月21日）
- 2 第15期川崎市外国人市民代表者会議 代表者名簿（2024年4月21日）
- 3 川崎市外国人市民代表者会議 2024年度会議開催日程（案）（2024年4月21日）
- 4 審議スケジュールについて（2024年4月21日、5月19日、6月16日）
- 5 臨時会について（2024年5月19日）
- 6 実行委員会について（2024年5月19日、2025年2月16日）
- 7 市の審議会等委員について（2024年5月19日）
- 8 視察について（2024年5月19日）

- 9 市制100周年について (2024年5月19日)
- 10 グループディスカッションについて (2024年5月19日)
- 11 イベントへの参加について (2024年6月16日、9月8日、11月10日)
- 12 審議テーマと提言について (2024年6月16日)
- 13 オープン会議について (2024年6月16日、10月13日、11月10日)
- 14 川崎市外国人市民代表者会議 2025年度会議開催日程(案) (2024年9月8日、2025年2月16日)
- 15 かわさき市民祭りについて (2024年9月8日)
- 16 部会の設置について (2024年9月8日)
- 17 審議テーマについて (2024年9月8日、10月13日)
- 18 審議テーマ候補一覧 (2024年9月8日)
- 19 部会の設置について (2024年10月13日)
- 20 部会審議について (2024年10月13日)
- 21 提言の取組状況について (2025年1月19日)
- 22 オープン会議の振り返りについて (2025年1月19日)

4

提言への市の取組 状 況

【1】提言への市の取組 状 況 の調査及び調査結果の報告について



代表者会議は1996年の第1期から、調査審議の結果を市長に報告するとともに、意見を申し出ています（提言）。市は条例により、代表者会議からの意見の申出を尊重することとされており、各提言について担当局を決めて取組を行っています。

提言への市の取組がどのように進んだのか、毎年10月1日時点の状況を調査し、代表者会議に報告しています。

今年度、調査し、報告をするのは、2023年度提言と2023年度調査で取組状況が「B（＝取組中・検討中）」だった提言についてです。

とりくみ 状 況

A : 担当局が「一定の成果を得た」としたもの

→ その提言に対して現時点で可能な取組を実行し、提言された時点と比べて状況が改善されたなど、ある程度の成果が得られたと担当局が判断したもの

※取組状況報告は、「A」となった年度で終了します。

B : 担当局が「取組中・検討中」としているもの

→ まだ十分に成果が得られていないので、取組が継続中のもの。また、どのように取り組むか検討中のもの

※今年度の取組状況を報告するとともに、来年度も取組状況を調査し、報告します。

【2】これまでの提言一覧

ねん 年度	ばんごう 番号	ない 内 よう 容	たんとうきょく 担当 局	とりくみじょうきょう 取組 状 況
1996	①～1	がいこくじん にほんじん こ そうご りかい きょういく すいしん 外国人と日本人の子ども相互理解教育の推進	きょういくいいんかい 教 育 委 員 会	ねん 2002年度 A
	①～2	がいこくじんきょういくけんきゅうきょうぎかいとう せいび 外国人教育研究協議会等の整備	きょういくいいんかい 教 育 委 員 会	ねん 2004年度 A
	①～3	①～1のためのガイドライン作成等 がい どり いん さくせいとう	きょういくいいんかい 教 育 委 員 会	ねん 2004年度 A
	①～4	きょういん にほんじん がいこくじんほごしゃ こんだん ぼとうせつち 教員、日本人・外国人保護者の懇談の場等設置	きょういくいいんかい 教 育 委 員 会	ねん 2006年度 A
	②～1	じゅうたくじょうれい せいてい 住 宅 条 例 の 制 定	まちづくり 局 きょく	ねん 2002年度 A
	②～2	じゅうたくじょうれい こうか ほうほう けんとう 住 宅 条 例 の 効 果 を あ げ る 方 法 の 検 討	まちづくり 局 きょく	ねん 2002年度 A
	③～1	がいこくじんし むん じょうほう こー なー せつち 外国人市民向け情報コーナーの設置	しみんきょく 市 民 局	ねん 2002年度 A
	③～2	がいこくご しりょう りすとはいふ 外国語による資料などのリスト配布	しみんきょく 市 民 局	ねん 2003年度 A
	③～3	がいこくご しりょう たい しみんいけん き と 外国語の資料に対する市民意見を聞き取る	しみんきょく 市 民 局	ねん 2007年度 A
1997	①～1	りゅうがくせいしゅうがくしょうれいきんせいど じゅうじつ 留学生修学奨励金制度の充実	しみんきょく 市 民 局	ねん 2002年度 A
	①～2	りゅうがくせい じゅうたく かくほ 留学生の住 宅 の 確 保	しみんきょく 市 民 局	ねん 2005年度 A
	①～3	りゅうがくせい がくせいかいかん けんせつ けんとう 留学生の学生会館の建設の検討	しみんきょく 市 民 局	ねん 2005年度 A
	②	しゅつにゆうこくかんりぎょうせい かいぜん ほうむだいじん ようぼう 出入国管理行政の改善を法務大臣に要望	しみんきょく 市 民 局	ねん 2002年度 A
	③～1	がいこくじんし むん とう じゅうたくにゆうきょえん 外国人市民等の住 宅 入 居 支 援	まちづくり 局 きょく	ねん 2002年度 A
	③～2	にゆうきょさべつ けいはつ けん ち じ ようぼう 入 居 差 別 を な く す 啓 発 を 県 知 事 に 要 望	まちづくり 局 きょく	ねん 2003年度 A
	③～3	にゆうきょ こうてきほしょうにんき こう せつりつ 入 居 の 公 的 保 証 人 機 構 の 設 立	まちづくり 局 きょく	ねん 2002年度 A
	④～1	こくさいこうりゅうきょうかい きかくうんえい がいこくじんし むん さんかく 国際交流協会の企画運営への外国人市民の参画	そうむきょく 総 務 局	ねん 2002年度 A
	④～2	こくさいこうりゅうきょうかい とうろく ぼらんていあ じゅうじつ 国際交流協会 の 登 録 ボ ラ ン テ ィ ア の 充 実	そうむきょく 総 務 局	ねん 2002年度 A
	④～3	がいこくじんし むん がい ども はいふかつよう 外国人市民向けガイドの配布活用	そうむきょく 総 務 局	ねん 2002年度 A
1998	①～1	あ す く る こうほう アスクルの広報	そうむきょく 総 務 局	ねん 2002年度 A
	①～2	こども ぶんか せん た ー しょくいん こくさいり かいけんしゅう こども文化センター 職 員 の 国 際 理 解 研 修	そうむきょく 総 務 局	ねん 2002年度 A

	①～3	がっこうしせつ かつよう じぎょう 学校施設を活用した事業	しみんきょく 市民 局	ねんど 2002年度 A
	②	がいこくじんがっこう じゅけんしかく じょせい もんぶだいじん ようぼう 外国人学校の受験資格・助成を文部大臣に要望	しみんきょく 市民 局	ねんど 2002年度 A
	③～1	がいこくじんこうれいしや ねんきんしきゅう くに ようぼう 外国人高齢者への年金支給を国へ要望	けんこうふくしきょく 健康福祉 局	ねんど 2020年度 A
	③～2	がいこくじんこうれいしやふくしてあて ぞうがく 外国人高齢者福祉手当の増額	けんこうふくしきょく 健康福祉 局	ねんど 2002年度 A
	④～1	ぼらんていあねつとわーく こうちく ボランティアネットワークの構築	そうむきょく 総務 局	ねんど 2002年度 A
	④～2	ぼらんていあだんたいとう じょうほうかんり ボランティア団体等の情報管理	そうむきょく 総務 局	ねんど 2002年度 A
	④～3	こくさいこうりゅうきょうかい きかくうんえい がいこくじんしみん さんかく 国際交流協会の企画運営への外国人市民の参画	そうむきょく 総務 局	ねんど 2002年度 A
1999	①～1	がいこくじんきょういくきほんほうしん すいしん 外国人教育基本方針の推進	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2005年度 A
	①～2	だんたい たぶんかりかい すいしん PTA団体の多文化理解の推進	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2003年度 A
	①～3	ちいきじゅうみん こくさいりかいきょういく 地域住民の国際理解教育	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2002年度 A
	②	がいこくじんそうだんまどぐち ぼすた ーさくせい 外国人相談窓口のポスター作成	しみんきょく 市民 局	ねんど 2002年度 A
	③～1	ししよくいんにんよう こくせきじょうこう かんぜんてつぱい 市職員任用の国籍条項の完全撤廃	そうむきかくきょく 総務企画 局	B
	③～2	みんかんきぎょう しゅうろうさべつかいしょうとう けいはつ 民間企業の就労差別解消等の啓発	しみんきょく 市民 局	ねんど 2002年度 A
	④	しゅつにゆうこくかんりぎょうせい かいぜん ほうむだいじん ようぼう 出入国管理行政の改善を法務大臣に要望	しみん きょく 市民・こども 局	ねんど 2009年度 A
2000	①～1	ぼご じゅうようせい にんしき ふか 母語の重要性の認識を深める	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2005年度 A
	①～2	ぼご おし ぼらんていあかつどう しえん 母語を教えるボランティア活動の支援	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2005年度 A
	①～3	こうてきしせつ かつよう ぼらんていあかつどう しえんたいせいせいび 公的施設の活用などボランティア活動の支援体制整備	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2005年度 A
	②～1	がいこくじんほーむへるばー ようせいたう 外国人ホームヘルパーの養成等	けんこうふくしきょく 健康福祉 局	ねんど 2002年度 A
	②～2	かいごほけんせいど こうほう じゅうじつ 介護保険制度の広報の充実	けんこうふくしきょく 健康福祉 局	ねんど 2002年度 A
	②～3	がいこくじんこうれいしやふくしてあて ぞうがく 外国人高齢者福祉手当の増額	けんこうふくしきょく 健康福祉 局	ねんど 2002年度 A
2001	①～1	ほごしゃ じょうきょう はいりょ しえん 保護者の状況に配慮した支援	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2006年度 A
	①～2	じどう がくしゅうげんご にほんごのうりよく たか しえん 児童へ学習言語としての日本語能力を高める支援	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2005年度 A
	②～1	てんにゆうご ひと じょうほうていきょう 転入後まもない人への情報提供	しみんきょく 市民 局	ねんど 2005年度 A
	②～2	ちいきせいかつ ひつよう じょうほうしすてむ こうちく 地域生活に必要な情報システムの構築	しみんきょく 市民 局	ねんど 2005年度 A

2003	①～1	しりつがっこう こくさいりかいきょういっく すいしん 市立学校における国際理解教育の推進	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2008年度 A
	①～2	たぶんかりかいきょうしつ たぶんかりかいこーなー せっち 多文化理解教室・多文化理解コーナーなどの設置	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2006年度 A
	②～1	がいこくじんほごしゃ ていきてき じょうほう そうだんきかい ていきょう 外国人保護者への定期的な情報と相談機会の提供	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2018年度 A
	②～2	がいこくじんほごしゃ そうだんまどぐちたんとうしゃ せっちとう 外国人保護者の相談窓口担当者の設置等	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2018年度 A
	③～1	じゅうみんとうひょうせいど がいこくじんしみん さんか 住民投票制度への外国人市民の参加	そうごうきかくきょく 総合企画局	ねんど 2008年度 A
	③～2	じぜんしんせい ひつよう とうひょうしかくせいど 事前申請を必要としない投票資格制度	そうごうきかくきょく 総合企画局	ねんど 2008年度 A
	④～1	しえいじゅうたく かん がいこくじんしみんむ こうほう じゅうじつ 市営住宅に関する外国人市民向け広報の充実	まちづくり局 きょく	ねんど 2008年度 A
	④～2	けんえいじゅうたく かん こうほう じゅうじつ けん ようぼう 県営住宅に関する広報の充実を県に要望	まちづくり局 きょく	ねんど 2005年度 A
	④～3	しえいじゅうたく おうぼそうだんまどぐち じゅうじつ 市営住宅の応募相談窓口の充実	まちづくり局 きょく	ねんど 2008年度 A
	⑤	こうてきねんきん だつたいいちじきんせいど かいぜん くに ようぼう 公的年金の脱退一時金制度の改善を国に要望	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2018年度 A
2005	①～1	がくしゅうげんご まな たいせい 学習言語を学べる体制づくり	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2020年度 A
	①～2	みじか ちいき おこな がくしゅうしえん 身近な地域で行う学習支援	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2020年度 A
	②～1	いけんひょうめい かんきょうせいび 意見表明をしやすい環境整備	しみんぶんかきょく 市民文化局	B
	②～2	ちほうさんせいけん くに はたら 地方参政権を国に働きかける	しみんぶんかきょく 市民文化局	B
	③～1	がいこくじんしみんじょうほうこーなー かいぜん 外国人市民情報コーナーの改善	しみんぶんかきょく 市民文化局	B
	③～2	がいこくじんしみんむ たげんごしりょう はいふ 外国人市民向け多言語資料の配布	しみん きょく 市民・子ども局	ねんど 2015年度 A
	③～3	みちか ぼしよ たげんごそうだんまどぐち かいせつ 身近な場所での多言語相談窓口の開設	そうむきょく 総務局	ねんど 2007年度 A
2007	①～1	こうこうしんがく ひつよう きそてきがくりょく さぼーと 高校進学に必要な基礎的学力のサポート	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2020年度 A
	①～2	こうこうしんがくじょうほう しゅうち 高校進学情報の周知	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2018年度 A
	①～3	こうこうにゆうがくご しえん 高校入学後の支援	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2018年度 A
	②～1	がいこくじんしみんむ ぼうさいけいはつしりょう さくせい はいふ 外国人市民向け防災啓発資料の作成・配布	そうむきょく 総務局	ねんど 2008年度 A
	②～2	さいがいじ じょうほうでんたつたいせい せいび 災害時の情報伝達体制の整備	そうむきょく 総務局	ねんど 2008年度 A
	③～1	がいこくじんしみんむ くやくしよていきょうじょうほう とういつ 外国人市民向け区役所提供情報の統一	しみん きょく 市民・子ども局	ねんど 2015年度 A
	③～2	くやくしよちやうしやない あんないひょうじ 区役所庁舎内の案内表示	しみん きょく 市民・子ども局	ねんど 2008年度 A

	③～3	いらすと え も じ かつよう じょうほう さくせい ていきょう イラストや絵文字を活用した情報の作成・提供	しみん きょう 市民・こども 局	ねんど 2008年度 A
2009	①～1	こうとうがっこうにゆうし てきおう がくしゅうし えん し く 高等学校入試に適応するための学習支援の仕組みの整備	きょういくいいんかい 教 育 委員会	ねんど 2016年度 A
	①～2	とくべつ こうとうがっこうにゆうしせいど どうにゆう ぼしゅうていいん かくだい 特別な高等学校入試制度の導入と募集定員の拡大	きょういくいいんかい 教 育 委員会	ねんど 2022年度 A
	②～1	みんぞくぶんか こうし じぎょう じっせんしゅう さくせい 民族文化講師ふれあい事業の実践集の作成	きょういくいいんかい 教 育 委員会	ねんど 2014年度 A
	②～2	がいこく つながる こ ぶんかなど たぶんかりかいきょういく 外国につながる子どもたちの文化等を多文化理解教育 と い に取り入れる	きょういくいいんかい 教 育 委員会	ねんど 2014年度 A
	③～1	いりょうそうだん つ そ しゃはけん し えん 医療相談や付き添い者派遣などの支援	しみん ぶんかきょく 市民文化局	ねんど 2020年度 A
	③～2	し ほーむぺーじ いりょうじょうほう りんくしゅう つく 市のホームページに医療情報のリンク集を作る	しみん きょう 市民・こども 局	ねんど 2011年度 A
	③～3	がいこくじん じゅしん かんきょうせいび 外国人が受診しやすい環境整備	けんこうふくしきょく 健康福祉局 びょういんきょく 病院局	ねんど 2011年度 A ねんど 2012年度 A
	④～1	しよくいんとう せんもんてき けんしゅう じっし 職員等への専門的な研修の実施	そうむきかくきょく 総務企画局 しみん ぶんかきょく 市民文化局	B
	④～2	がいこくじんそうだんまどぐちとう せんもんてき じんざい かつよう 外国人相談窓口等での専門的な人材の活用	しみん ぶんかきょく 市民文化局	ねんど 2020年度 A
2011	①～1	がいこくじんしみん じったい はあく ちょうさき じっし 外国人市民の実態を把握する調査の実施	しみん ぶんかきょく 市民文化局	ねんど 2020年度 A
	①～2	ちょうさ けっか こうひょう だいひょうしゃ かいぎ ほうこく しさく 調査結果の公表、代表者会議への報告、施策での かつよう 活用	しみん きょう 市民・こども 局	ねんど 2015年度 A
	②～1	しゃかいほしょうきょうてい かくじゅう くに ようぼう 社会保障協定の拡充を国に要望	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2020年度 A
	②～2	ねんきん だつたいいちじきんせいど かいぜん くに ようぼう 年金の脱退一時金制度の改善を国に要望	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2018年度 A
	②～3	ねんきんせいど わ しりょうさくせい くに ようぼう 年金制度の分かりやすい資料作成を国に要望	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2020年度 A
	③～1	すべ じどうせいと ねん かいじょうたぶんかりかいきょういく すいしん 全ての児童生徒に年1回以上多文化理解教育を推進	きょういくいいんかい 教 育 委員会	ねんど 2022年度 A
	③～2	たぶんかりかいきょういく たよう くに ぶんか と い 多文化理解教育に多様な国・文化を取り入れる	きょういくいいんかい 教 育 委員会	ねんど 2020年度 A
	④～1	いじめもんだい て び さくせい いじめ問題の手引き作成	きょういくいいんかい 教 育 委員会	ねんど 2018年度 A
	④～2	ぼ ご そうだん かんきょうせいび こうほう 母語で相談できる環境整備とその広報	きょういくいいんかい 教 育 委員会	ねんど 2020年度 A
2013	①～1 ～(1)	うえる かむ せつ と かしょう さくせい くやくしょまどぐち ていきょう 「ウェルカムセット(仮称)」作成、区役所窓口での提供	かくくやくしょ 各区役所	ねんど 2015年度 A

	①～1 ～(2)	「ウエルカムセット(仮称)」に英語版の情報を加える 外国人市民情報コーナーの案内	各区役所 市民文化局	2016年度 A
	①～1 ～(3)	重要な情報について中長期的に多言語化を推進する	市民文化局	2020年度 A
	①～2 ～(1)	区役所を訪れた外国人市民への窓口案内	各区役所	2024年度 A
	①～2 ～(2)	市が英語で発行できる証明書の周知	市民文化局	B
	②～1	日本の学校や教育の仕組み・制度についての多言語資料の提供や説明	教育委員会	2015年度 A
	②～2	外国人保護者が地域の保護者等と交流できる場所や機会の提供	教育委員会	2015年度 A
	③	出入国管理行政の改善を国に働きかける	市民文化局	B
2015	①～1	「多文化共生ラウンジ(仮)」を市内の複数か所に設置	市民文化局	B
	①～2	ラウンジ同士の相互連携やネットワークづくり	市民文化局	B
	②～1	外国語版母子健康手帳の窓口での提供、広報・周知の促進	こども未来局	2018年度 A
	②～2	子育てガイドブックの多言語化の推進	各区役所	2023年度 A
	③～1	川崎市立高校における特別な入試制度の導入	教育委員会	2022年度 A
	③～2	在県枠の拡充と改善	教育委員会	2021年度 A
	③～3	受け入れ体制の整備と充実	教育委員会	2023年度 A
	④～1	入居差別解消のための相談窓口の設置	まちづくり局	2019年度 A
	④～2	川崎市住宅基本条例の周知	まちづくり局	2019年度 A
	④～3	川崎市居住支援制度の利用促進	まちづくり局	2019年度 A
	⑤～1	「やさしい日本語」に関するガイドラインの作成	市民文化局	2021年度 A
	⑤～2	市ホームページ内「やさしい日本語」ページの改善	市民文化局 総務企画局	2024年度 A
2017	①	外国人市民向けオリエンテーションの開催	市民文化局	B

	②～1	代表者会議が作成した多言語版の「受付シート」の活用	総務企画局	2018年度 A
	②～2	CLAIR が作成した「多言語避難者登録カード」の活用	総務企画局	2018年度 A
	②～3	CLAIR が作成したツールを避難所運営マニュアルに記載	総務企画局	2018年度 A
	②～4	代表者会議が作成した多言語版の「り災証明書交付願《記入ガイド》」の活用	総務企画局	2018年度 A
	③～1	代表者会議が作成した多言語版の「保育案内【概要】」と「保育申請チェックリスト」の活用	こども未来局	2018年度 A
	③～2	多言語に対応した相談の機会を設ける	各区役所	2019年度 A
2019	①～1	問診票の「多言語記入ガイド」の活用	こども未来局	2020年度 A
	①～2	母子保健事業に関わる情報の多言語化の推進	こども未来局	2021年度 A
	②	日本語指導が必要な子どもへの支援体制の整備	教育委員会	2020年度 A
	③～1	外国人労働者の就労について国に働きかける	経済労働局	B
	③～2	外国人を雇用する事業主等への啓発等の充実	経済労働局	B
	③～3	外国人労働者への啓発や情報提供の充実	経済労働局	B
2021	①～1	代表者会議が作成した「教育・保育給付認定(変更)申請書」と「保育所等利用(変更)申込書兼児童台帳」の多言語記入ガイドの活用	こども未来局	2022年度 A
	②～1	外国人市民向けオリエンテーションの開催	市民文化局	B
	③～1	「多文化共生ラウンジ(仮)」の設置	市民文化局	2024年度 A
2023	①～1	代表者会議が作成した多言語版の産前・産後支援に関するリーフレットの活用	こども未来局	B
	①～2	産前・産後支援に関する情報の〈やさしい日本語〉化の推進	こども未来局	B
	①～3	各区が作成する子育てガイドブックの外国人向けページにおける産前・産後支援に関する情報の掲載	各区役所	B
	①～4	多文化医療サービス研究会が作成した「ママと赤ちゃんサポートシリーズ」の広報・周知	こども未来局	B
	②～1	介護・福祉事業者向け多文化理解に関する研修の実施	健康福祉局	B

②～2	かいご ふくし じぎょうしゃ む 介護・福祉事業者向け〈やさしい日本語〉に関する けんこうふくしきょく 健康福祉局 けんしゅう じっし 研修の実施	けんこうふくしきょく 健康福祉局	B
②～3	「こんにちは介護保険です」〈やさしい日本語〉版の けんこうふくしきょく 健康福祉局 さくせい 作成	けんこうふくしきょく 健康福祉局	B
②～4	「こんにちは介護保険です」多言語版及び〈やさしい けんこうふくしきょく 健康福祉局 にほんご ばん かつよう む ころほう しゅうち すいしん 日本語〉版の活用に向けた広報・周知の推進	けんこうふくしきょく 健康福祉局	B
③～1	にほんごがくしゅう たいせいおよ かんきょう せいび すいしん 日本語学習のための体制及び環境の整備の推進	しみんぶんかきょく 市民文化局	B
③～2	にほんごがくしゅう がくしゅうきかい じゅうじつ かつよう 日本語学習の学習機会の充実のための ICT活用の しみんぶんかきょく 市民文化局 すいしん 推進	しみんぶんかきょく 市民文化局	B
③～3	にほんごがくしゅう かん にーず はあく ちょうさ 日本語学習に関するニーズを把握するための調査の しみんぶんかきょく 市民文化局 じっし 実施	しみんぶんかきょく 市民文化局	B

※担当局名称について

とりくみじょうきょう
取組状況【A】: Aとなった年度当時の名称

とりくみじょうきょう
取組状況【B】: 2024年10月1日現在の担当局の名称

【3】^{ていげん}提言への^{とりくみじょうきょう}取組状況

これまでに^だ出されたすべての^{ていげんおよ}提言及びそれに対する^{たい}市の^し取組状況^{とりくみじょうきょうほうこく}報告^{けいさい}を掲載しました。

^{とりくみじょうきょう}取組状況が「A(=^{いつてい}一定の^{せい}成果を^え得た)」の^{ていげん}提言については、Aとなった^{ねん}年度の^{とりくみじょうきょう}取組状況^{ほうこく}報告、^{とりくみじょうきょう}取組状況が「B(=^{とりくみちゅう}取組中・^{けんとうちゅう}検討中)」の^{ていげん}提言については、2024年^{ねん}10月1日^{がついついたちげんざい}現在の^{とりくみじょうきょうほうこく}取組状況^{けいさい}報告を掲載しています。

〔^{ていげん} *提言への^{とりくみじょうきょう}取組状況のうち、^{しろ}白い^{わく}枠の中に^{なか}記載^{きさい}されているのは^{ねん}2024年度^{ちようさ}に^{こうもく}調査^ぐした^{れー}項目、グレー

〔^{わく}の^{なか}枠の中に^{きさい}記載^{ねん}されているのは^{ねん}2023年度^{いぜん}以前^{こうもく}にAになった項目です。〕

1996年度・提言①

教育委員会に、外国人と日本人の子どもたちの相互理解を深める教育を総合的に推進する体制を整備する。

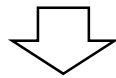
1 市内公立学校に在籍する外国人の子どもたちへの偏見と差別をなくし、その異なる文化や習慣を理解し、アイデンティティの形成と人権を尊重することは、外国人の子どもだけではなく、日本人の子どもたちの成長を豊かにするものであることを認識し、教育委員会に、外国人と日本人の子どもたちの相互理解を深める教育を総合的に推進する体制を整備する。

2 あわせて、大阪府や府下の各市にある外国人教育研究協議会(注)のような推進体制を整備する。

3 外国人教育の担当部署は、外国人保護者・子どもに対する、日本の学校教育制度についてのオリエンテーションや、外国人と日本人の子どもたちの相互理解を推進するためのガイドラインの作成等を行う。そのときは、外国人保護者の意見が反映できるよう、その参加を保障する。

4 また、各学校においても、教員、日本人保護者と外国人保護者との懇談の場等を開き、相互の理解と交流が深まるように努める。

(注) 外国人教育研究協議会は、教育委員会の委託研究機関として、外国人教育の研究、推進を目的としている。会員は全市の教職員が対象で、各学校に1人の外国人教育担当者を置き、教材の作成・整備、教職員研修、研究・交流集会の開催等を行っている。



1 1997年度から教育委員会内部に関係各課の協議機関として、「外国人教育を推進するための調査研究協議会」を設置し、外国人教育の総合的な推進を図ってきた。
「川崎市外国人教育基本方針—多文化共生の社会をめざして—」(1998年4月28日改定)に基づく教育の推進に努めてきた。
外国籍児童生徒の就学状況を把握するため、基本調査、進路調査を実施しており、外国人教育を総合的に推進する窓口として、1998年度に人権・共生教育担当を拡充した。
今後も「川崎市外国人教育基本方針」のより一層の定着を図っていく。

2、3 2004年度 A
2 各市立学校に国際理解教育担当者を置き、海外帰国・外国人児童生徒教育について国際教育研究会等の研修や、日本語指導等協力者の研修を行う中で、市内における外国人教育の推進を図ってきている。
また、全市の国際理解担当者を構成員とする「国際化推進地域連絡協議会」を設置した。
3 1986年に「川崎市外国人教育基本方針—主として在日韓国・朝鮮人教育—」を制定し、1998年に「川崎市外国人教育基本方針—多文化共生の社会をめざして—」と改訂した。また、「外国人保護者向け就学ハンドブック」を6言語で作成し、学校教育制度について説明しているほか、外国人生徒・保護者への高等学校進学説明会を実施した。

ちゅうがっこうこくさいきょういくけんきゅうぶかい しゅさい こくさいきょういくざだんかい がつ た まし みんかん かいさい ざだんかい
 中学校国際教育研究部会の主催で国際教育座談会を7月に多摩市民館で開催した。座談会には
 じゅうらい きょうしよくいん きこくせいと ほごしや さんか きんねん がいこくじんせいと ほごしや さんか
 従来より教職員、帰国生徒とその保護者が参加しているが、近年は外国人生徒・保護者にも参加
 の呼びかけをしており、参加するようになってきた。また、毎年開催している
 すちゅうでんといんたーなしょなるふえすていぼる こんねんど ぶろぐらむ がいこくじんじどう
 スチューデントインターナショナルフェスティバルでは、今年度はプログラムとして外国人児童の
 ぼご すぴーち と い がいこくじん にほんじん じどうせいと、ほごしや きょういん こうりゅう ば
 母語によるスピーチも取り入れるなど、外国人と日本人の児童生徒、保護者と教員との交流の場と
 なってきている。

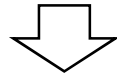
きょういん、 にほんじん ほごしや がいこくじん ほごしやとう こうりゅう ふか もよお ていちゃく
 このように教員、日本人保護者、外国人保護者等が交流を深める催しも定着してきているが、
 こんご きかい りよう りかい ふか とりくみ つづ
 今後もあらゆる機会を利用し、理解を深める取組を続けていく。

1996年度・提言②

入居差別を禁止する条項を盛り込んだ「仮称・川崎市住宅条例」を制定する。

1 民間賃貸住宅の入居に関して、外国人等誰に対しても入居差別を禁止する条項を盛り込んだ「仮称・川崎市住宅条例」を制定する。

2 この場合、差別をなくすための努力義務を市に負わせるだけでなく、賃貸人その他関係者に啓発指導を行う等、条例の効果をあげるための様々な方法を検討する。



1、2

2002年度 A

1 2000（平成12）年4月に川崎市住宅基本条例を施行し、第14条第1項において、「何人も、正当な理由なく、高齢者、障害者、外国人等であることをもって市内の民間賃貸住宅の入居機会の制約、居住の安定が損なわれることがあってはならない」とした。

同条第2項において、「市長は第1項の規定の趣旨の普及に努め、高齢者等の入居機会の制約、居住の安定が損なわれることがあったときは、関係者から事情を聞き、必要な協力又は改善を求める」よう定めた。

2 川崎市住宅基本条例第14条第3項において、「民間賃貸住宅への入居機会の確保、民間賃貸住宅における居住の安定を図るため、民間賃貸住宅への入居に際して必要な情報の提供、保証制度の整備、入居後の安定的な居住継続制度の整備等」を定めた。

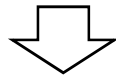
条例制定後は、宅地建物取引業団体に対し、条例の趣旨の周知・徹底を要請し、条例の趣旨に賛同する協力不動産店への登録を推進した。また、入居に際して必要な情報を提供するため、高齢者、障害者、外国人等に対し相談業務を実施した。

今後も、宅地建物取引業団体の積極的な協力を得ながら、協力不動産店数の拡大を図っていく。

1996年度・提言③

外国語による広報を充実し、外国人市民向けの情報コーナーを設置する。

- 川崎市や川崎市国際交流協会等が作成した外国語による資料、外国語訳をつけた資料等を区役所の外国人登録の窓口や市民館に集め、外国人市民向けの情報コーナーを設置する。
- 外国語による資料等のリストを多言語で作成し、外国人市民に対して、積極的に配布する。
- 外国語の資料に関するアンケート用紙を窓口を用意して、資料に対する外国人市民の意見・要望を聞く。



1 2002年度 A
1998年度に各区の区役所・市民館・図書館に「外国人市民情報コーナー」を設置し、外国語による資料を配布、掲示している。

2 2003年度 A
「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」（基本方針）を策定し（1998年4月1日施行）この基本方針に基づき、各局・区が多言語の資料等を作成している。
各局・区が作成する外国語広報の現状調査を行い、調査結果を日本語（ルビつき）でリスト化し、今年度、配布する予定である。

3 2007年度 A
2006年度に引き続き、「川崎市の多言語広報資料一覧」の2007年度版に、アンケート欄を追加し、外国人市民情報コーナー等で配布した。また、ホームページ上にも掲載し、外国人市民が多言語資料について意見・要望を出しやすいようにした。
なお、市政一般についての問合せや意見を受け付ける川崎市総合コンタクトセンター「サンキューコールかわさき」では、英語でも意見を出すことができる。
今後も、外国人市民にとって使いやすい資料の作成のため、意見聴取に努めていく。

1997年度・提言①

留学生の生活実態に即し、留学生修学奨励金制度を見直す等、生活支援の方法を充実する。

1 川崎市留学生修学奨励金制度については、対象者の範囲を拡大し、他の奨学金の受給の有無や学業成績、ボランティア活動の有無等を審査基準に加味して選考し、生活実態に応じた金額を支給する。

2 留学生にとっては、住宅の確保と家賃負担が大きな問題となっているので、財団法人留学生支援企業協力推進協会と協力し、民間の企業等の空いている社宅や寮の提供を呼びかける。併せて公共施設の有効活用を検討する。

3 留学生の生活相談、情報提供の機能を持ち、あわせて、日本人の学生と「ともに学びあい、生活できる施設」として、既存の施設の有効活用を図る。将来的には、学生会館の建設を検討する。



1

2002年度 A

国際交流協会内に検討委員会を設置し、制度改正について検討を行った。その結果、支給対象者を市内にある大学に在籍する市内居住の留学生に加え、2001（平成13）年度から市内にある高等専門学校及び専修学校の専門課程に在籍する市内居住の留学生にまで拡大した。

2、3

2005年度 A

2 留学生の住宅に関わる支援策については、前年度、市内企業に留学生への住宅貸与についてアンケートを実施し、学校に情報を提供した。今年度、経過調査を行ったところ、学校から問合せを受けた企業1件、実際の入居は0件であった。

3 川崎市国際交流協会において、留学生の生活相談・住宅相談業務を行っているが、今後もより一層の充実を図っていく。

1997年度・提言②

外国人市民が市民として地域社会に参加し、貢献できるためには安定した在留資格が必要であり、そのために出入国管理行政の改善を法務大臣に働きかける。

1 多言語による広報の充実

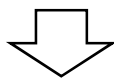
- (1) 在留資格の更新、在留資格の変更、外国人登録、再入国許可等の外国人に関係ある諸手続きについて、パンフレット等を多言語で作成し、地方入国管理局及び支局や自治体にも配布して、情報提供を積極的に行う。

2 基準の緩和

- (1) 出入国管理に関する様々な手続きや申請について、家族による代理申請や居住地以外での申請を認め、あわせて、審査期間の短縮を図る。
- (2) 就労を予定する在留資格については、「投資・経営」・「法律・会計業務」の在留資格が最長3年であり、他は1年となっているので、これを一律に最長3年とする。
- (3) 「家族滞在」の在留資格の人は、扶養を受ける人として原則的に就労することが予定されていないとされているが、家族が安定した生活を送るために、また、就労することによって日本社会を知り、経済活動を通して社会に貢献できることを考慮し、資格外就労の許可の基準を緩和する。
- (4) 国連の人権に関する諸条約、特に、子どもの権利条約の第10条（家族再会のための出入国）の趣旨を尊重し、日本での親及び子ども等の家族再結合の権利を保障し、入国と滞在の条件を緩和する。
- (5) 再入国許可制度を廃止し、在留期間内においては、何時でも出国し、再入国できるようにする。

3 入管行政の透明化

- (1) 在留期間の更新や在留資格の変更、資格外就労許可等について、不許可の場合、その理由、不足の要件等を明示する。
- (2) 適法に長期間滞在する外国人には、「定住者」、「永住者」の在留資格取得の基準を明確にし、基準をみたす人には、申請者全員に付与する。
- (3) また、「定住者」、「永住者」の在留資格取得の基準に、「留学生」としての在留期間を加算する。



1、2、3

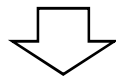
2002年度 A

毎年、外国人登録制度の改善に関する法務大臣への政令指定都市要望を行ってきた。今後も、外国人市民が安心して生活を送れるよう、出入国管理行政の改善を法務大臣に要望していく。

1997年度・提言③

「仮称・川崎市住宅条例」の制定において、条例の効果を上げるための
様々な方法を検討する。(1996年度提言の補足意見)

- 外国人や高齢者、障害者、母子・多子家庭等にも住居を賃貸する不動産業者や大家さんを奨励・支援する方法を検討し、外国人その他の入居希望者がすみやかに探せるように、住宅ストックを確保する。
- 不動産業者の新規登録及び更新の際に、入居差別をなくすための啓発を強化することを県知事に働きかける。
- 外国人をはじめ入居差別を受けている人が住宅探しの際に、一番のネックになっている保証人問題を解決するために、自治体、不動産業者、大学、専門学校、市民団体等で構成される公的な保証人機構の設立を検討する。



1 2002年度 A
2000年度に国際交流協会において、入居後の外国人居住継続支援のため、通訳ボランティアの登録制度を開始した。
2001年度に設立された「かながわ外国人すまいサポートセンター」と協力・連携し、相談体制を強化している。
また、(財)自治体国際化協会の「外国人のための住宅マニュアル」の作成協力及び(財)日本賃貸住宅管理協会の「外国人の居住安定のためのガイドライン」の作成協力を行っている。

2 2003年度 A
神奈川県に対し、1996年度、1997年度提言の内容について県の住宅政策に反映するよう、依頼した。
また、外国籍を理由に入居を拒否する事例があり、市内の宅地建物取引業団体に、このようなことがないよう、加盟不動産店に対する指導を依頼した。
併せて、宅地建物取引業団体に対する指導監督権限のある神奈川県に対し、今後このようなことがないよう団体への啓発を強化するよう働きかけた。

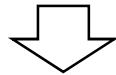
3 2002年度 A
2000年4月に「川崎市住宅基本条例」を施行し、第14条第3項において、「高齢者等の民間賃貸住宅への入居機会の確保、民間賃貸住宅における居住の安定を図るため、民間賃貸住宅への入居に際して、必要な情報の提供、保証制度の整備、入居後の安定的な居住継続制度の整備等」を掲げ、条例の施行と同時に、これらを実施するため「川崎市居住支援制度」を創設した。

ねんど ていげん 1997年度・提言④

かわさきし こくさいこうりゅうじぎょう すいしん がいこくじんしみん さんかく
川崎市の国際交流事業を推進するために、外国人市民の参画をすすめる。

- 1 がいこくじんしみん ちいきしゃかい さんか こくさいこうりゅう すいしん こくさいこうりゅうきょうかい きかく うんえい
外国人市民が地域社会に参加し、国際交流をより推進するために、国際交流協会の企画・運営の
し しく がいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ ぼらん てい あだんたい めんばー い
仕組みに、外国人市民代表者会議とボランティア団体のメンバーを入れる。
- 2 こくさいこうりゅうきょうかい とうろく ぼらん てい あせいど ないよう ひろ し かつどう はんい ひろ ぼらん てい あ
国際交流協会の登録ボランティア制度と内容を広く知らせ、活動の範囲を広げる。また、ボランティア
ねっとわーく こうちく
のネットワークを構築する。

なお、がいこくじんしみん む がいど だいじえす とばん あたら とうろく かたおよ てんにゅう
外国人市民向けガイドのダイジェスト版として、「新しく登録された方及び転入された
がいこくじん みな つうしょう ちえつくりすと さくせい たげんご ほんやく がいこくじんとうろくまどぐち
外国人の皆さんへ」(通称;チェックリスト)を作成、多言語に翻訳しました。外国人登録窓口
はいふ かつよう きぼう
で配付するなど、活用を希望します。
(→※提言④の3として扱う)



1、2、3

ねんど
2002年度 A

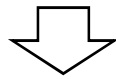
- 1 こくさいこうりゅうきょうかい きかく うんえい しく はい ほうほう こくさいこうりゅうきょうかい リジおよ ひょう
国際交流協会の企画・運営の仕組みに入るための方法としては、国際交流協会の理事及び評
ぎいん しゅうにん こくさいこうりゅうきょうかいとうろく みんかんこうりゅうだんたい こうせい みんかんこうりゅうだんたいれんらくきょうぎかい
議員への就任と、国際交流協会登録の民間交流団体で構成する「民間交流団体連絡協議会」の
うんえいいいん
運営委員になることがある。
リジ がいこくじんしみん しゅうにん ひょうぎいいいん ねん がつ
理事については、これまでも外国人市民が就任しており、評議委員については、2001年6月から
がいこくじんしみん しゅうにん
外国人市民が就任している。
みんかんこうりゅうだんたいれんらくきょうぎかい きぼう うんえいいいん ねんど きぼうしや
「民間交流団体連絡協議会」については、希望すれば運営委員になれるが、2002年度は、希望者
がいなかった。
- 2 こくさいこうりゅうきょうかい ほーむぺーじこうしん ともしな ぼらん てい あせいど きょうか はか こくさいこうりゅうきょうかい
国際交流協会のホームページ更新に伴い、ボランティア制度のPR強化を図り、国際交流協会
いべんと ば ぼらん てい あ おこな
のイベントの場においてもボランティアのPRを行っている。
こじんとうろく ぼらん てい あ こくさいこうりゅうきょうかい かく ねっとわーく か はか みんかんこうりゅう
個人登録ボランティアは、国際交流協会が核となり、ネットワーク化が図られており、民間交流
だんたい みんかんこうりゅうだんたいれんらくきょうぎかい ねっとわーく か
団体は、民間交流団体連絡協議会により、ネットワーク化されている。
- 3 あたら とうろく かたおよ てんにゅう がいこくじん みな そうだんまどぐち ごあんない げんご
「新しく登録された方及び転入された外国人の皆さんへ」(「相談窓口の御案内」)を11言語で
さくせい げんご いろわ いんさつ かくくやくしよ ししよとう まどぐち はいふ
作成し、言語ごとに色分けして印刷し、各区役所・支所等の窓口に配布した。
がいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ だいひょうしや かくくやくしよ ししよ ほうもん たんとうしや そうだんまどぐち
また、外国人市民代表者会議の代表者とともに、各区役所・支所を訪問し、担当者に「相談窓口
ごあんない ひつようせい せつめい せつきよくてき はいふ いらい
の御案内」の必要性を説明し、積極的な配布を依頼した。

1998年度・提言①

外国人の子どもたちを含む、すべての子どもたちが、安心して豊かな放課後を過ごせる場を保障する。

- 1 「アスクル」を、特に外国人に広く知らせるために、多言語でパンフレットを作り広報を充実すること。
- 2 外国人の親を持つ子どもたちの文化や言語の違いを認めながら、多くの異年齢の子どもたちと共に、楽しく遊び、安全に過ごせるように、こども文化センター職員の、国際理解研修を充実すること。
- 3 子どもたちにとって、安全でより身近な場所の一つとして学校があります。最近の少子化に伴う余裕教室の現状も踏まえながら、今後の課題として、学校施設を活用した事業について検討していくこと。

そのため、私達外国人市民代表者会議のメンバーは、パンフレットの多言語翻訳やこども文化センターの地域ボランティアなど、できることは積極的に協力します。



1、2、3

2002年度 A

- 1 2000年度に多言語によるパンフレットを配布し、その後も、各こども文化センターで必要に応じて対応している。
- 2 2000年度は「子どもの人権」について、2001年度は「子どもの権利に関する条例」についての研修を実施した。2002年度は「子どもの権利に関する条例」について内容を掘り下げ、具体的な対応事例の研修を実施した。
今後も、職員の意識の向上を図るとともに、子どもたちの健全な育成のための研修を充実させていく。
- 3 2000年10月から、小学校施設を活用した児童の健全育成モデル事業「わくわくプラザ」を各区1校実施し、2003年4月から市内の全市立小学校で「わくわくプラザ」事業を開始する。
今後は、外国籍の児童にも利用しやすいよう、印刷物にルビをふるなど、環境整備に努めるとともに、外国籍の児童を含め、障害のある児童や私立小学校の児童などが利用できるよう、配慮し、関係機関との調整を図っていく。

ねんど ていげん 1998年度・提言②

がいこくじん がっこうそつぎょうせい こくりつだいがくじゅけんしかく みと がいこくじんがっこう
外国人学校卒業生の国立大学受験資格を認めることと、外国人学校へ
じよせい もんぶだいじん はたら
の助成について、文部大臣に働きかける。

1 がいこくじんがっこうそつぎょうせい たい にほん こくりつだいがく じゅけんしかく みと
外国人学校卒業生に対し、日本の国立大学の受験資格を認めること。

2 がいこくじんがっこう たい にほん しりつがっこう どうとうていど ほじょきん こうふ
外国人学校に対し、日本の私立学校と同等程度の補助金を交付すること。

けいかほうこく (経過報告)

この提言項目については、すでに、市長から総理大臣と文部大臣に宛てて要望書が提出されています。

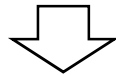
だいひょうしゃかいぎ では 10月までに論議していた経過があり、緊急の要望として 1998年12月、市長に提出することを、正副委員長部長会長会議で決定し文案を確認しました。その後市長に提出しましたが、予算に関わることも含めて加筆修正したものです。

要望書の内容については、第5回会議の代表者会議で追認を得ました。(1999年1月)

さんこう [参考]

(1) かわさきみんぞくきょういくすいしんきょうぎ かい しぎかい たい ちょうせんこうきゅうがっこうそつぎょうせい こくりつだいがくじゅけん にゅうがく
資格と朝鮮学校への助成金に関する陳情」が提出され、川崎市にも同じ趣旨の要望書が提出されました。(1998年6月)

(2) しぎかい しんぎ けつか がつぎかい ぜんかいいっち ちんじょう さいたく くに いけんしょ ていしゅつ
市議会で審議の結果、12月議会において全会一致で陳情が採択され、国に意見書が提出されました。同時に、市長から、総理大臣と文部大臣に宛てて、要望書が提出されました。(1998年12月)



1、2

ねんど
2002年度 A

1998年12月に市長より、総理大臣と文部大臣へ要望書を提出した。

それと同時に市議会からも国に対し、意見書が出されている。

国は、大学入学受験検定及び中学校卒業程度認定試験の受験資格の弾力化について、規定を改正し施行した。(1999年9月3日)

1998年度・提言③

外国人高齢者への年金支給を国に働きかけ、川崎市外国人高齢者福祉手当の増額を図る。

- 外国人高齢者に老齢福祉年金と同じような制度をつくることを国に働きかける。
- 川崎市は、国の法改正までの間、老齢福祉年金額を目標に、外国人高齢者福祉手当の支給額を増額すること。



1

2020年度 A

在日外国人市民の無年金者に対する救済・改善措置の早期実現について、例年と同様、政令指定都市国保・年金主管部課長会議を通じて、厚生労働省に「国民年金に関する要望書」を提出している。今後予定されている年金制度改正について、国の動向を注視しつつ、引き続き、要望実現に向けて厚生労働省に働きかけを行う。

2

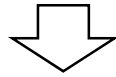
2002年度 A

川崎市外国人高齢者福祉手当は、外国人高齢者の福祉の向上を図る目的で、1994年10月に創設した。制度開始時の支給額は、月額10,000円であったが、順次、引き上げを行い、2002年度は月額21,500円となっている。今後とも、他都市の実施状況などを勘案しながら、努力していく。

1998年度・提言④

外国人市民の支援と地域における国際交流を充実し、「内なる国際化」を推進する。(1997年度提言の補足意見)

- 1 協会は、地域社会における国際交流、外国人市民などに対する相談や支援のための活動の中心的な役割を果たすため、ボランティアや市民団体をつなぎ合わせた「ボランティアネットワーク」をいち早く構築する。
- 2 上記の目的を達成するため、ボランティアや市民団体のデータベース化をしたり、協会のスタッフと関係機関やボランティアの共同研修を実施するなど、情報や知識の共有化を図る。
- 3 協会の企画・運営に外国人市民や市民団体の意見を反映するため、「仮称：企画運営委員会」を発足させる、または、今ある「評議員会」に外国人市民を入れる仕組みをつくる。



1、2、3

2002年度 A

1 個人登録ボランティアは、国際交流協会を核としてネットワーク化が図られており、民間交流団体は、「民間交流団体連絡協議会」により、ネットワーク化されている。

2001年3月には、国際交流協会のホームページを更新し、民間交流団体の紹介を行うとともに、各団体のホームページへリンクできるようにした。

また、「川崎市関係ボランティア・市民活動推進機関ネットワーク会議」が2000年2月に発足し、国際交流協会も構成員となり、市内のボランティア活動や市民活動団体の育成、支援及び関係機関との情報交換を行っている。

2 国際交流協会では、ボランティアは個人登録、市民団体は民間交流団体として登録されており、データベース化が図られている。

また、ボランティアについては、各種の研修を実施し、情報や知識の共有及び資質の向上を図っている。

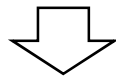
国際交流協会職員については、知識の向上を図り、複雑・専門化する相談業務に対応するため、定期的な研修を行っている。

3 国際交流協会の事業運営は、理事会で決議し、重要事項は評議員会で調査・審議することになっている。理事については、これまでも外国人市民が就任しているが、評議員についても、2001年6月から外国人市民が就任している。

ねんど ていげん 1999年度・提言①

がっこう ほごしゃ ちいきじゅうみん なら しみん たぶんかりかい すいしん
学校や保護者、地域住民、並びに市民の多文化理解を推進する。

- 1 「川崎市外国人教育基本方針—多文化共生の社会をめざして—」を学校内のみならず広く市全体で推進していくため、保護者や地域の日本人市民並びに外国人市民が共に協議する場を設けること。
- 2 各PTA団体が、多文化共生社会の実現をめざす視点を取り入れて活動することを期待する。
- 3 各学校が行う国際理解教育に、保護者や地域住民の参加を呼びかけていくとともに、地域の市民館等でも外国人市民と日本人市民の相互理解を図るような学習事業を、より一層充実していくこと。



1 ねんど 2005年度 A
「川崎市外国人教育基本方針」の具体的な展開を図るために、外国人教育に携わる市民と職員による「外国人教育推進連絡協議会」を2000年度に設置した。協議会では、学校教育、社会教育等の幅広い分野で多文化共生の社会をめざして継続的な取組を行っており、就学事務手続きに関する内容の見直しや外国人児童生徒の学習支援についても協議を行っている。なお、「外国人教育基本方針」に関しては、教員研修や全校の国際理解教育担当者を構成員とする「国際化推進連絡協議会」などで周知に努めている。

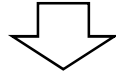
2 ねんど 2003年度 A
教育委員会がPTAに委託して実施しているPTA家庭教育学級において、多文化共生や国際理解に関わる学習を実施している。2002年度は「異文化コミュニケーション・外国人を招いて食を通した交流」などの学習会を行った。

3 ねんど 2002年度 A
教育文化会館・市民館全館で「平和・人権尊重学級」を実施し、「多文化フェスタ」や様々な国々の親子の交流活動等も行われている。
「識字学級」では、外国人と日本人ボランティアによる交流と日本語及び生活に関する学習を実施した。
また、ふれあい館においても「人権尊重学級」「ふれあい成人学級」などを実施している。

ねん ど ていげん
1999年度・提言②

ち い き す がいこくじん ふく おお ひと がいこくじん かん そうだんまどぐち
地域に住む外国人を含む多くの人に、外国人に関する相談窓口がある
ひろ こうほう
ことを広く広報する。

1 多言語で、外国人に関する、市民生活と教育の相談窓口を紹介するポスターを作成し広く様々な場所
(外国人市民情報コーナー設置箇所を始め、学校や公共施設、市や町内の広報掲示板、等) に掲示し、
おほ ひと こうほう
多くの人に広報すること。



1

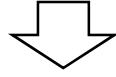
ねん ど
2002年度 A

し み ん せいかつかんけい こくさいこうりゅうきょうかい きょういくかんけい きょういくいいんかい がいこくじん かん
市民生活関係については国際交流協会に、教育関係については教育委員会に外国人に関する
そうだんまどぐち こうほう げんご にほんご かんこく ちょうせんご ちゅうごくご えいご ぽるとがるご
相談窓口があることを広報するために、6言語(日本語、韓国・朝鮮語、中国語、英語、ポルトガル語、
すぺいんご ひょうじ ぽすたー さくせい こうきょうしせつ こうほうけいじばん けいじ
スペイン語)で表示したポスターを作成し、公共施設や広報掲示板などに掲示している。

ねんど ていげん
1999年度・提言③

こくせき しゅうしょくもんだい ちゅうしん さべつ かいしやう はか
国籍による就職問題を中心とした差別の解消を図る。

- 1 川崎市の職員任用に係わる国籍条項の完全撤廃に向けた作業に着手すること。
- 2 民間企業の就労における差別解消や労働条件等の適正化について、啓発を推進すること。



ねんど
2024年度 B

1 他都市の国籍要件や任用に関する運用状況について、引き続き確認作業を実施した。「外国籍職員の任用に関する運用規程」第2章 別表については、今後必要に応じて所要の改正を行う予定であり、その際は庁内でその職務内容に係る調査を行うとともに、引き続き他都市の国籍要件等を確認していく。

ねんど
2002年度 A

2 外国人の採用選考に当たっては、入管法等に抵触しない範囲で、国籍などにより差別されることなく、本人の適性と能力に応じて採用選考が行われるよう、啓発に努めている。

また、賃金・労働時間等の労働条件の均等待遇が遵守されるよう、市内の事業所に情報誌やパンフレットを配布するとともに、ホームページにより啓発に努めている。

啓発の一環として、街頭労働相談会等の機会をとらえ、外国人求職者や就労者への差別解消に向けて、労働手帳やパンフレットを配布した。

1999年度・提言④

外国人市民が安心して生活を送れるよう、出入国管理行政の改善を
法務大臣に働きかける。(1997年度提言の補足意見)

1997年度提言を受けて、川崎市長は法務大臣に出入国管理行政の改善について要望書を提出しました。

1999年8月に出入国管理及び難民認定法と外国人登録法の改定案が可決され、在留期間、在留資格、登録の代理申請並びに指紋押なつ全廃等の改善が見られました。しかし、なお不十分な点があることから、1997年度提言の補足意見として次のことを再度、法務大臣に働きかけるよう市長に提言します。

- 1 登録や在留等外国人に関係ある諸手続について、多言語の広報・情報提供を積極的に行うとともに、窓口において外国人市民に接する担当者等の国際理解教育・人権尊重意識の浸透に努めること。
- 2 国際人権規約並びに子どもの権利条約に基づき、家族再結合の権利を保障し、入国と滞在の条件を緩和すること。
- 3 再入国許可制度を廃止し、在留期間内の出国及び再入国を保障すること。
- 4 外国人市民も日本人市民も人権において同等の立場から、外国人登録法の罰則を、住民基本台帳法並とすること。
- 5 外国人登録証の常時携帯義務を廃止すること。



1、2、3、4、5

2009年度 A

外国人登録窓口において、外国人市民向けのリーフレットを活用したり、手続案内にルビを付けるなどの配慮をしている。また、自動交付機の画面表示にも英語表示を取り入れている。

これまで、外国人登録制度の改善について法務大臣に政令指定都市連名で要望を行ってきたが、住民基本台帳法、入管法が大幅に改正された。外国人登録制度が廃止となり、外国人住民も住民基本台帳の登録対象となるなど、外国人住民に係わる届出等の簡素化、記録の統一化が図られ、利便性が増した。また、在留期間の上限が延長されたり、再入国許可制度が緩和されている。さらに特別永住者に関しては、外国人登録証明書に変わる発行され、常時携帯が不要となるなどの改善がされることとなった。今後は新制度のもとでの窓口体制等を整備し、引き続き外国人市民の人権尊重、負担の軽減及び住民サービスの充実を図っていく。

2000年度・提言①

外国人の保護者を持つ子どもなどが母語を学ぶ機会を保障する。

- 1 母語の重要性の認識を深めることを、国際理解教育のなかで推進していくこと。
- 2 外国人の保護者を持つ子どもなどに母語を教えるボランティア活動を支援すること。
- 3 母語を学ぶ機会の保障のあり方については、ボランティア活動をする当事者の意向を尊重し、公的施設の活用など、支援体制の整備に努めること。



1、2、3

2005年度 A

1 「川崎市外国人教育基本方針—多文化共生の社会をめざして—」についての教職員の研修の中で、母語・母文化の重要性の認識を高めており、学級指導や総合的な学習の時間の取組を通して、外国人の児童生徒の母語・母文化を紹介しながら、相互理解や交流を図った学校もある。

また、日本語指導等協力者連絡会の研修や、全校の国際理解教育担当者を構成員とする「国際化推進連絡協議会」でも母語の重要性についての周知を図った。

2、3 ポルトガル語学習グループについて、2001年度より高津市民館で、2004年度からは子ども夢パークで活動の場の提供等の支援を行っている。

また、ふれあい館への委託事業として2001年度から母語学習事業を実施しているほか、2004年度からは教育文化会館の市民自主企画事業で子どもを対象とした母語教室（中国語、韓国・朝鮮語）が実施されているが、今年度は約120名の参加があった。この事業を核に保護者同士のネットワークも広がってきている。

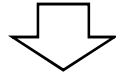
ねん ど ていげん 2000年度・提言②

かいごほけんせいど がいこくじんこうれいしゃふくし じゅうじつ はか
介護保険制度と外国人高齢者福祉の充実を図る。

1 外国人のホームヘルパーを養成しやすい環境を整える。また、一般のヘルパー養成時にも、多文化理解の教育を実施する。

2 介護保険制度の広報及び通知を多言語で行うことをさらに充実する。

3 介護保険制度実施による外国人高齢者の生活に配慮し、川崎市外国人高齢者福祉手当の増額を図る。



1、2、3

ねん ど
2002年度 A

1 1999年から川崎市在宅福祉公社を通じて、社会福祉法人青丘社に3級ホームヘルパー養成研修を委託し、外国人高齢者に対する介護サービスの担い手として、60人近い方を養成した。2001年には、2級ホームヘルパー研修を開催し、40人の方を養成した。

今後も、外国人の高齢化が進む中で、外国人への対応ができる介護人材を引き続き養成していく。

2 介護保険の制度を外国人市民に理解してもらえるよう、2001年3月に5言語（中国語、韓国・朝鮮語、英語、ポルトガル語、スペイン語）によるパンフレットを作成し、2002年3月に改訂版を作成した。

3 川崎市外国人高齢者福祉手当は、外国人高齢者の福祉の向上を図る目的で1994年10月に創設したものである。

制度開始の支給額は、月額10,000円であったが、順次、引き上げを行っており、2001年度に月額1,500円の引き上げを実施し、現在の支給額は月額21,500円となっている。

2001年度・提言①

がっこう がいこくじん ほごしや じどうせいと たい しえん じゅうじつ
学校における外国人保護者と児童生徒に対する支援を充実させる。

1 保護者への支援

IT等を活用した多言語による情報発信、入学・進路相談の充実等、外国人保護者の状況に配慮したきめ細かなコミュニケーションや交流が図れるよう支援する。

2 児童生徒への支援

日本語指導等協力者派遣事業の拡充や集中的に日本語指導を実施する等、日本語能力が不十分な児童生徒に、学習言語としての日本語能力を高める支援をする。

言葉や文化等一人一人の背景に違いがあることを尊重した教育を推進するために外国人教職員等の積極的な活用や、直接児童生徒の指導に携わる教職員の研修の充実を図る。



1

ねんど
2006年度 A

従来より外国人の子どものいる家庭用に就学案内・就学時健康診断の案内・外国人保護者用就学ハンドブックを6言語で作成し、配布している。これまで中学校の就学案内は市立小学校に通っている外国籍児童へ配布していたが、対象年齢の外国籍児童のいる全家庭へ配布するようにした。また入学の際に、必要な場合は総合教育センターで教育相談を行っている。そのときには、就学に関するものだけでなく、各種の生活支援ガイドや識字学級の案内など、外国人保護者に必要な情報をできる限り配布している。

進路に関する情報としては、「日本語を母語としない中学生への公立高等学校進学説明会」を、10月に開催し、外国人保護者が進学について理解する機会を作っている。この中で外国人高校生の話を聞く機会を設定するなど、進学についての理解が深まるよう配慮している。また、海外で中学を卒業した人への進学説明会の情報も個別に配布した。

一方で学校に対しては、連絡対訳集の活用やお知らせへのルビふりを行うよう働きかけており、保護者に対して、一定の情報提供は行われるようにはなっているが、保護者の状況に配慮したコミュニケーション・交流の機会の設定については、2003年度に改めてより具体的な提言が出ているので（提言②）、それに対する取組として、継続的に進めていく。

2

ねんど
2005年度 A

日本語指導等協力者への研修を充実させ、また、巡回相談員を学校に派遣して、協力者によるきめ細やかな相談活動の実施と、効果的な指導のための支援を行った。

2002年度より、外国人児童生徒の学力保障のための巡回非常勤講師配置事業を実施しているが、今年度よりNPO法人教育活動総合サポートセンターに委託して、日本語指導を含む学習活動支援等を行う「教育活動サポーター配置事業」を開始した。今後も、学習言語の獲得支援に向け、教員と市民ボランティアの連携づくりを図っていく。

1997年から「民族文化講師ふれあい事業」を実施し、また、外国語指導助手（Assistant Language Teacher）を市立中学校・高等学校及び小学校に派遣しているほか、人権や国際理解教育に関する教職員向け研修をさらに充実させ、総合的な学習の時間を活用した国際理解教育の推進を図っている。

ねん ど ていげん 2001 年度・提言②

がいこくじん ひつよう とき ひつよう じょうほう え たいせい すいしん はか
外国人が必要な時に必要な情報を得られるような体制づくりの推進を図る。

1 川崎市に転入して間もない人等が、公的機関の場所や法的義務等、最低限必要な情報を得られるような環境をつくる。

2 外国人が地域で生活する時に、必要な情報が得られ、外国人の相談に多言語で対応できるような情報システムを構築する。



1、2

ねん ど
2005 年度 A

1 外国人市民代表者会議が編集・翻訳した、窓口や問合せ先のリスト「川崎市に住む外国人の皆さんへ」について、多言語相談の窓口やホームページアドレス等の情報を追加した改訂版を作成し、各区役所・支所の外国人登録窓口で確実に配布することとした。

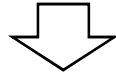
2 国際交流センターにおいて、多言語の情報収集・提供及び外国人の相談に多言語で対応できる体制をとっている。また、11月から業務を開始する総合コンタクトセンターでは、英語での問合せも受け付けるほか、ホームページの「よくある質問」でも英訳情報を提供する。

外国人市民施策担当のホームページに、「川崎市の多言語広報資料一覧」や「川崎市に住む外国人の皆さんへ」を掲載するなど、外国人市民向けの多言語情報ページの改善を行った。

2003年度・提言①

市立小学校・中学校・高校等で、子どもと教職員の国際理解を深めるとともに異なる文化を認め合える環境整備を図る。

- 各校に国際理解教育の担当者を置き、多文化共生を目指す国際理解教育を継続的・定期的・全校的に推進する。
- 子どもたちや教職員が異なる文化とふれあい、学ぶ場として、多文化理解教室や多文化理解コーナーなどの設置に努める。



1

2008年度 A

2004年度から市立学校全校に国際理解教育の担当者を置いて、研修などを行っている。今後も、全校で取り組む国際理解教育の在り方を、各校の国際理解教育担当を通して、各学校に発信していく。

2007年度、文部科学省「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」の委嘱研究を受け、今井小学校、京町小学校、富士見中学校を研究モデル校にして、外国人児童生徒への教育支援と多文化共生を軸にした国際理解教育を推進している。

また、稗原小学校が市の国際理解教育委嘱研究校として実践を進めている。さらに、10年研修、人権尊重教育研修に加え、夏の希望研修に多文化共生を目指した国際理解教育研修等を行った。

2

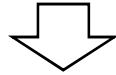
2006年度 A

在籍している児童生徒の出身国等の文化紹介、姉妹都市交流コーナーの設置、職員室、保健室などの特別教室の多言語表示など、各学校の状況に応じた取組がひろがってきている。また、図書館に多文化コーナーを設置したり、世界の国々についての本を充実させる学校が多くなった。引き続き、多文化理解のための環境整備を進めていく。

ねんど ていげん 2003年度・提言②

がいこくじん ほごしゃ にほん きょういく りかい ふか ほごしゃ じりつ
外国人保護者が日本の教育について理解を深め、保護者として自立で
きるよう支援する。

- 1 外国人保護者が日本の教育制度や学校生活について理解できるよう、定期的に情報提供や相談を行う機会を設ける。
- 2 各学校に外国人保護者の相談窓口になる担当者を置き、外国人保護者が「外国人保護者の会」を作る際には、PTAなどと協力して支援する。



1、2

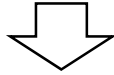
ねんど
2018年度 A

- 1 総合教育センターでの編入相談では、日本の学校生活についての説明をできる限り丁寧に実施した。中学校へ編入する保護者・本人には「多文化共生ネットワークかながわ」が作成している「公立高校入学のためのガイドブック(10言語)」にそって特別枠受験、費用などについて説明を行っている。毎年11月実施の「日本語を母語としない中学生への公立高等学校進学説明会」では、個別相談に時間をかけられるように母語通訳を昨年度同様充実させた。また、学習支援員の研修も開催し、進路担当による説明や質疑応答を行った。今後も、引き続き取組の継続と充実を図っていく。
- 2 小・中・特別支援学校の帰国・外国人児童生徒教育担当者に対する研修会を開催した。川崎市
の現状や受入れ・適応について研修するとともに、大学から講師を招き、帰国・外国人児童生徒の日本語指導や学習支援、受入れで配慮することなどについて研修を行った。
今後も、引き続き取組の継続と充実を図っていく。
外国人保護者が「外国人保護者の会」を作る際には、支援する。

ねん ど ていげん 2003年度・提言③

がいこくじんし みん ち い きしやかい こうせい いん し せい さん か か わ さ き し
外国人市民が地域社会の構成員として市政参加できるよう、川崎市が
じゅうみんとうひょうせい い ど そうせつ さい がいこくじんし みん さん か
住民投票制度を創設する際に外国人市民も参加できるようにする。

- 1 じゅうみんとうひょうせい い ど とうひょうし かくしや ねんいじょうし ない がいこくじんとうろく がいこくじんし みん い
住民投票制度の投票資格者に、1年以上市内に外国人登録をしている外国人市民を入れる。
- 2 とうひょうし かく じ ぜん しんせい とうひょう
投票資格は事前に申請しなくても投票できるようにする。



1、2

ねん ど
2008年度 A

せい ど そ あ ん た い ば ぶ り つ く こ め ん と て つ き け っ か ふ じょうれい あ ん さ く せい
制度素案に対するパブリックコメント手続結果を踏まえて条例案を作成し、2008(平成20)年6月、
し ぎ かい ねん だ い か い て い れ い か い じゅうみんとうひょうじょうれい か け つ せい り つ
市議会(2008年第2回定例会)において住民投票条例が可決・成立した。

どうじょうれい がいこくじん とうひょうし かく ま ん さいいじょう えいじゅうしや およ とくべつえいじゅうしや なら に ほ ん
同条例では、外国人の投票資格について、満18歳以上の永住者及び特別永住者並びに日本に
ざいりゅうし か く ね ん こ ざいりゅう ひ つづ ほ ん し げつじょうざいりゅう もの
在留資格をもって3年を超えて在留し、引き続き本市に3か月以上在留としている者としている。

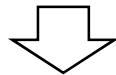
がいこくじん とうひょうし かくしや めい ぼ さ く せい あ がいこくじんとうろくげんびょう じょうほう り ょう じ どう て き
また、外国人の投票資格者名簿の作成に当たっては、外国人登録原票の情報を利用し、自動的
とうひょうし かくしや めい ぼ とうろく ほうほう
に投票資格者名簿へ登録する方法としている。

げんざい し こう き そ く さ く せい とうひょうし かくしや めい ぼ か ん し す て む か い は つ とう さ ぎ ょう す す ね ん が つ
現在、施行規則の作成や投票資格者名簿に関するシステム開発等の作業を進めており、2009年4月
に ち どうじょうれい し こう
1日に同条例を施行する。

ねん ど ていげん 2003年度・提言④

がいこくじんし みん りょうしつ じゅうたく きょうきゅう きょじゅう あんてい はか
外国人市民にとって、良質な住宅の供給がなされ、居住の安定が図ら
れるよう、公共住宅に入居しやすい環境を整備する。

- 1 市営住宅の入居や募集の情報を外国人市民に積極的に広報するとともに、募集の案内にルビをつけ、外国人市民にも内容が理解しやすいようにする。
- 2 県営住宅についても市営住宅と同様の対応を図るよう、県に働きかける。
- 3 市営住宅の応募方法について、外国人市民が気軽に相談できるよう、窓口の充実を図る。



1 2008年度 A

2005年度から、市営住宅の募集案内ポスターにルビをつけ、外国人市民にも内容が理解しやすいものに改めた。区役所・行政サービスコーナーだけでなく、国際交流センターにも募集案内ポスターを掲示し、外国人市民への広報に努めた。また「募集のしおり」の理解できない部分については窓口等で説明し、十分に理解できるよう対応した。これらの取組の結果、2006年度から2008年度までの3年間で、外国人市民の入居者数は20か国604人から23か国635人に増加した。

2 2005年度 A

全国公営住宅管理協議会関東ブロック会議等、県が出席する会議で提言内容についての説明をおこなった。

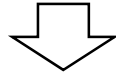
3 2008年度 A

2006年度から、募集の窓口が住宅業務に精通した川崎市住宅供給公社に一元化されたため、外国人市民に対して的確かつ迅速な対応が可能となり、特に適切な相談業務を実施したことが、外国人市民の入居者数の増加につながっている。これからも相談窓口の指導を継続し、公社相談業務のより一層の向上を図っていく。

ねん ど ていげん 2003年度・提言⑤

ねんきん だったいいちじきん せいど かいげん くに はたら
年金の脱退一時金の制度の改善を国に働きかける。

- 1 だったいいちじきん しきゅうがく のうふきかん み あ がく かいげん
脱退一時金の支給額を納付期間に見合った額に改善する。
- 2 だったいいちじきん しきゅうりつ
脱退一時金の支給率をあげる。



1、2

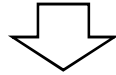
ねん ど
2018年度 A

短期在留外国人の脱退一時金の支給加入期間の設定及び支給額の見直しについて、政令指定都市から厚生労働省に要望してきたが、2017年度の回答によると、国としては脱退一時金は特例であり、本来社会保障協定の締結によって解決すべきと考えており、将来廃止の方向で縮小を検討しているため拡充は困難であるということであった。引き続き脱退一時金に対する国の考え方を注視していく。

2005年度・提言①

日本語を母語としない子どもが、その背景、年齢、能力に応じ学習支援を受けることができるよう、システムをさらに充実させる。

- 生活言語(日常生活に必要な日本語)だけでなく、学習言語(学習に必要な日本語)が学べる体制づくりや教材開発を行う。
- 学習支援は、その子どもが通う学校や身近な地域で行うことができるようにする。



1、2

2020年度 A

1 日本語指導の体制見直しを行い、2020年度から、国際教室の設置基準を満たす、日本語指導が必要な児童生徒が5名以上いる全ての学校(37校)に国際教室を設置している。また、5名に満たない学校においても、教員免許を有する非常勤講師による巡回指導を実施し、すべての児童生徒が、在籍する学校で特別な教育課程に基づく指導が受けられる体制も整備した。さらに、新たな転入等で、日本語での学校生活に不安のある児童生徒に対しては、母語支援を主とした日本語初期支援員を、業務委託により迅速かつ確実に配置している。

国際教室担当者や非常勤講師に対しては、日本語指導実施にあたっての研修会を開催し、専門性の向上を図りながら、指導力のさらなる向上を図っている。

2 日本語指導体制の見直しを行い、2020年度から、国際教室の設置基準を満たす、日本語指導が必要な児童生徒が5名以上いる37校全てに国際教室を設置している。また、5名に満たない学校においても、教員免許を有する非常勤講師による巡回指導を行うことで、すべての児童生徒が、在籍する学校で特別の教育課程にもとづく指導が継続的に受けられる体制を整備した。

また、これらの教員による指導とともに、母語での支援を主とした日本語指導初期支援員の配置を、業務委託により迅速かつ確実に実施している。中学校の段階で支援をはじめた生徒については、実態に応じて時間数の延長対応も行っている。

さらに、担当課では「外国につながるのある児童生徒・保護者のための支援事業一覧」を作成して教員に情報提供を行い、地域の学習支援団体との連携も進めている。

ねんど ていげん
2005年度・提言②

がいこくじんしみん にほんじんしみん す かわさきし
外国人市民と日本人市民がともに住みやすい川崎市をつくっていくため
がいこくじんしみん しせいさんか いっそうすいしん
に、外国人市民の市政参加をより一層推進する。

- 1 がいこくじんしみん はばひろ ぶんや いけん ひょうめい こうけん
外国人市民が幅広い分野で意見を表明・貢献することができるよう、し かくしゅしんぎかいとう さんか
市の各種審議会等に参加しやす
くするなど、かんきょうせいび つと
環境整備に努める。
- 2 がいこくじんしみん ちほうさんせいけんじつげん む く に はたら つと
外国人市民の地方参政権実現に向けて、国に働きかけるよう努める。



1、2

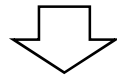
ねんど
2024年度 B

- 1 いらい もと し こくさいこうりゅうきょうかい しんぎかいとう いいん
依頼に基づき、市や国際交 流 協 会の審議会等の委員に外国人市民代表者会議の代表者を推薦
ひ つづ がいこくじんしみんいいん さんかそくしん ぜんちようかいぎとう とお ちやうない よ
した。引き続き外国人市民委員の参加促進のため、全 庁会議等を通して庁内に呼びかけていく。
- 2 がいこくじんしみん ちほうさんせいけん こっかい どうこうとう ちゅうし
外国人市民の地方参政権について、国会の動向等を注視していく。

2005年度・提言③

外国人市民にとって必要な情報がより広く周知されるよう、情報の提供方法について見直しを行う。

- 1 各区の区役所、市民館、図書館等に設置された外国人市民情報コーナーを改善する。
- 2 外国人登録窓口に来たすべての外国人に、多言語情報資料『川崎市に住む外国人の皆さんへ』を渡すようにする。
- 3 国際交流センター以外に、区役所など身近な場所にも外国人市民のための多言語相談窓口を設けるよう検討する。



1 2024年度 B
各施設における外国人市民情報コーナーの状況に関する調査を行った。その結果、配架されている情報については、所管課において都度更新していることを確認した。また、外国人市民情報コーナーの表示については、多くの施設でわかりやすい形で表示されているところであるが、すべての施設でわかりやすい形で表示がされるよう引き続き働きかけていく。

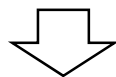
2 2015年度 A
「川崎市に住む外国人の皆さんへ」の内容を改訂し、各区役所と市民館や図書館等に2015年度版として配布する。
また、各区役所転入窓口において、外国人市民に必要で基本的な情報（ウェルカムセット）を、統一的に配布を開始した。

3 2007年度 A
2006年10月から川崎区役所と麻生区役所において、3言語（英語・中国語・タガログ語）による外国人相談窓口を開設している（月に2回・1回あたり半日）。
市民への広報としては、市政だよりでお知らせしたり、多言語の相談窓口案内ポスターを作成し、市の施設や市全域にある広報掲示板（545か所）などで掲示した。利用者は少しずつ増えているが、まだ相談窓口が増えたことを知らない市民もいるので、今後も、より多くの外国人市民に利用されるように、広報していく。

2007年度・提言①

日本語を母語としない子どもが日本の社会で自立して生活していけるように、義務教育修了後に進学を希望する子どもへの支援体制を整える。

- 1 中学校卒業までに高等学校進学に必要な基礎的学力が身につくようサポートする。
 - (1) 日本語指導等協力者派遣制度を充実させ、子どもの日本語習得状況に応じて、派遣期間や派遣回数を工夫する。
 - (2) 学習支援における母語の活用について検討する。
- 2 日本語を母語としない子どもと保護者のための高等学校進学説明会の充実や、ハンドブックの作成など、進学に関する情報の周知に努める。
- 3 高等学校入学後も、日本語支援や精神的なサポートなど、安定して学校生活を送っていくための様々な支援を行う。



1 2020年度 A

日本語指導体制を見直し、2020年度から日本語指導等協力者の派遣を廃止し、国際教室の設置基準に満たない、日本語指導が必要な児童生徒在籍数1～4名の学校においても、教員免許を有する非常勤講師が巡回することで、すべての児童生徒が、年間を通じて特別な教育課程に位置づいた指導が受けられる体制を整えた。

また、これらの教員とともに、母語での支援を主とした日本語初期支援を行う支援員を、業務委託により配置した。支援員は、中学生に対しては支援の時間を延長できる仕組みとしている。さらに、希望する学校に通訳機器を配置し、日常のコミュニケーションや学習支援に役立てている。

2、3 2018年度 A

2 総合教育センターでの編入相談では、すべての中学校へ編入する保護者・本人に「多文化共生教育ネットワークかながわ」で作成している多言語の「公立高校入学のためのガイドブック」にそって特別枠受験、費用などについて時間をかけて説明の充実を図っている。11月実施の「日本語を母語としない中学生への公立高等学校進学説明会」は母語通訳の派遣を行った。

こうした取組を継続して実施するとともに、一層の周知にも努めていきたい。

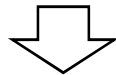
3 定時制高校3校で非常勤講師派遣を行い、日本語指導、学校生活のサポートを行っている。

高等学校定時制に入学する外国につながる生徒は年々増加傾向にあり、日本語指導及び学校適応などに対する支援ニーズは強くなっている。現在は各高等学校が独自に情報を集め、支援を各関係機関に依頼している形であるが、その方法を検討していく必要がある。

ねん ど ていげん 2007年度・提言②

に ほ ん ご に ほ ん しゅうかんと う ふ な がいこくじんし み ん きんきゅう じ こま
日本語や日本の習慣等に不慣れな外国人市民が緊急時に困らないよ
うな体制づくりをすすめる。

- 1 地震などの経験のない外国人市民も災害への心構えができるように、危険から身を守る方法、事前に準備しておくこと、避難の方法などが書いてある防災啓発資料を作成し、広く配布する。
- 2 災害がおこったとき、どの避難所でも災害用多言語ツールを使えるようにしたり、「やさしい日本語」やイラスト・絵文字(ピクトグラム)を使った表示をするなど、外国人市民にも十分に情報を伝えられる体制を整える。



1、2

ねん ど
2008年度 A

1 「地震に自信を(緊急時の対応ガイド)」(英語、韓国・朝鮮語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語、ラオス語、カンボジア語版)を各区役所やイベント時に配布している。また、これまでも多言語版防災マップ作成を対象としたパワーアップモデル事業補助金による支援、「ぼうさい出前講座」の開催、職員による防災講話等を実施している。

さらに2008(平成20)年度作成の「備える。かわさき」の防災マップを英訳した。日本語版の裏面に英語版を印刷し、外国人転入者や日本語学級などで配布した。

今後は、多言語の防災マップを作成するに当たって、外国人市民がどのような情報を必要としているのかを調査し、可能なかぎり反映させていくことを検討している。

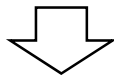
2 現在の情報提供体制として、避難所標識に英語併記を行っており、マークを緑十字からピクトグラムへ変更している。また、今年度は、災害時に避難所等で必要な案内、注意、呼びかけなどを多言語で表示できるよう、災害時多言語ツールを各区防災担当者に紹介し操作方法を説明することで、普及を図った。

今後は、避難所運営会議などで、より一層の周知を図るとともに、災害時、速やかに各避難所で地域の特性にあった言語の表示ができるよう、掲示物を常備していくことの重要性を啓発していく。

ねん ど ていげん 2007年度・提言③

しみん もつと みちか ぎょうせいまどぐち くやくしょ にほんご じゅうぶん
市民にとって最も身近な行政窓口である区役所で、日本語が十分でな
がいこくじんしみん たい じょうほうていきょう てきせつ おこな
い外国人市民に対する情報提供が適切に行われるようにする。

- 1 ちいき す さいていげんひつよう せいかつじょうほう て い かくくやくしょ がい
どの地域に住むことになっても、最低限必要な生活情報を手に入れることができるよう、各区役所で外
こくじん し めん む ていきょう じょうほう どういつき きじゆん す た ん だ ー ど せってい
国人市民向けに提供する情報についての統一的な基準(スタンダード)を設定する。
- 2 ちやうしゃない あんないひょうじ たげんご るびふ がいこくじんしみん りよう くやくしょ
庁舎内の案内表示を多言語にしたリルビを振るなど、外国人市民にも利用しやすい区役所となるよう
はいりよ
配慮する。
- 3 たげんごいがい いらすと えもじ ぴくとぐらむ とう かつよう だれ じょうほう さくせい
多言語以外にもイラストや絵文字(ピクトグラム)等を活用して、誰にでもわかりやすい情報を作成、
ていきよう
提供する。



1

ねん ど
2015年度 A

かくくやくしよてんにゆうまどぐち がいこくじん みな ぶんべつ ぼうさい かん たげんごばん
各区役所転入窓口において、「外国人の皆さんへ」をはじめ、ごみの分別や防災に関する多言語版
しりよう がいこくじんしみん ひつよう きほんてき じょうほう どういつ うえるかむせつと はいふ かいし
の資料などを、外国人市民に必要な基本的な情報を統一し、「ウェルカムセット」として配布を開始
した。

2、3

ねん ど
2008年度 A

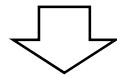
げんご ようご でー たしゅうおよ あんないぶんしゅう がいこくじんしみんじょうほうこーなー げんごひょうき およ
6言語による用語データ集及び案内文集、「外国人市民情報コーナー(6言語表記+「i」)及び
そうごうあんない うけつけ げんごひょうき あんないひょうじばん ばん さくせい かくくやくしよ ししよ はいふ
「総合案内・受付(6言語表記+「?」)の案内表示板(A3判)を作成し、各区役所・支所に配布した。
ひ つづ だれ ひょうじ しよう はたら
引き続き、誰にでもわかりやすい表示の使用を働きかけていく。

2009年度・提言①

外国につながる子どもたち[※]に高等学校進学のための支援を充実させる。

- 1 外国につながる子どもたちが学校の授業や高等学校入試に適応するため、学習支援を受けられる仕組みを整備する。
- 2 高等学校入試について、市立高等学校において外国につながる子どもたちに配慮した特別な入試制度の導入を検討する。そして、神奈川県に対し、在県外国人等特別募集を川崎市内の県立高等学校において実施することと、募集定員を拡大することを働きかける。

[※]外国籍の子ども及び国際結婚家庭の子どもや外国で成長した子ども等、外国に背景を持つ子どもたちのこと。



1 2016年度 A

今年度も、児童生徒に初期の日本語指導を1回2時間、週2回計72回(9か月)行った。
また、中学3年生の学習支援(定期試験での母語通訳、定期的な学習支援、進路個人面談での母語通訳など)を日本語指導等協力者派遣事業の中で実施し、21校の中学校へ学習支援員を派遣した。
日本語指導等協力者派遣事業について、学習支援員の研修を含めて、体制の整備を行うことができた。今後は、整備した体制を活性化させ、よりよい学習支援をめざして学習支援員の研修を充実させていく。

2 2022年度 A

川崎市立高校への在県外国人等特別募集制度の導入を決定し、あわせて規則改正等を行った。
教職員の配置や教育課程編成についても検討を行っている。川崎市域における県立高校における在県外国人等特別募集の定員増についても、引き続き県教育委員会と協議を行っている。

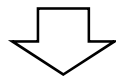
ねんど ていげん 2009年度・提言②

しょう ちゅうがっこう たぶんかりかいきょういく じゅうじつ 小・中学校における多文化理解教育の充実

しょう ちゅうがっこう たぶんかりかいきょういく ちゅうしん みんなぞくぶんか こうし じぎょう こんご さんこう
1 小・中学校での多文化理解教育の中心である民族文化講師ふれあい事業[※]の今後の参考となる
じっせんしゅう さくせい たぶんかりかいきょういく すいしん
実践集を作成し、多文化理解教育を推進する。

たぶんかりかいきょういく こ あいでんていていけいせい じこうてい じゅうよう きかい がいこく
2 多文化理解教育は、子どもたちのアイデンティティ形成や自己肯定の重要な機会になる。外国につな
がる子どもたちの文化や言葉を多文化理解教育に取り入れる。

[※] がいこくじんしゅみん がっこう じゅぎょうとう みずか ぶんか くにとう こうぎ じつえん にほんじん
外国人市民に、学校の授業等において自らの文化や国等のことについて講義や実演をしてもらうことで、日本人
児童生徒と外国人児童生徒の双方に、互いの文化を尊重し合い、共に生きる豊かな社会を築いていこうとする意識と態度
を育んでいくことをねらいとする。1997年度から講師派遣を行っている。



1、2

ねんど
2014年度 A

こんねんど じんけんそんちようきょういくじっせんしゅうろく けいさい みんなぞくぶんか こうし じぎょう とりくみ
1 今年度は、これまで「人権尊重教育実践集録」に掲載してきた民族文化講師ふれあい事業の取組
や、2月に開催している交流会の内容などをまとめ、今後の民族文化講師ふれあい事業の参考となる
みんなぞくぶんか こうし じぎょうじっせんしゅう さくせい ねんどまつ かくがっこう はいふ よてい
「民族文化講師ふれあい事業実践集」を作成し、年度末に各学校に配布する予定である。

こんねんど みんなぞくぶんか こうし じぎょう けいぞく じっし とりくみ なか がいこく
2 今年度も、民族文化講師ふれあい事業を継続して実施している。これまでの取組の中で、外国につ
ながる子どもたちの文化や言葉、遊び等を取り入れて実践している学校も多くあり、子どもたちの
こ ぶんか ことば あそ とう と い じっせん がっこう おお こ
アイデンティティ形成や自己肯定の向上及び多文化理解の推進につながっている。多文化共生に
あいでんていていけいせい じこうてい こうじょうおよ たぶんかりかい すいしん たぶんかきょうせい
向けた取組がより充実した内容で行われた実践例が数多く報告されていることから、一定の成果
む とりくみ じゅうじつ ないよう おこな じっせんれい かずおお ほうこく いっぺい せい
を得たものと考える。

こんご こうしはけんだんたい れんけい はか みんなぞくぶんか こうし じぎょう けいぞく じゅうじつ たぶんかきょうせいきょういく
今後も、講師派遣団体と連携を図り、民族文化講師ふれあい事業の継続と充実、多文化共生教育
りかい しゅうち すす
の理解、周知を進めていく。

ねん ど ていげん 2009年度・提言③

がいこくじん し み ん あんしん ち い き いりよう う たいせい つく
外国人市民が安心して地域で医療が受けられる体制を作る。

- 1 国際交流協会や市民活動団体など関係機関が連携を図り、医療についての相談や病院への付き添い者派遣などの支援ができるようにする。
- 2 外国語で対応できる病院や、多言語医療問診票などの医療情報をまとめたリンク集を市のホームページ上に作る。
- 3 市内の医療機関で多言語医療問診票の利用や院内表示の多言語化をすすめるとともに、医療通訳者や付き添い者の利用ができるようにするなど、医療機関において外国人が受診しやすい環境整備を働きかける。



1 2020年度 A

2020年度の上半期（4月から9月）の川崎市国際交流センターの外国人窓口相談における医療相談の件数は76件で、今年度は上半期だけですでに昨年度1年間（87件）とほぼ同数の相談を受けた。専門性の高い医療についての相談や、特別なスキルが求められる病院への付き添い者の派遣については、AMDA国際医療情報センターやMIC かながわ等の専門機関と連携し、相談者を紹介することが定着している。

2 2011年度 A

医療情報をまとめたリンク集を市の外国人市民施策担当のページに作成している。今後も情報が古くならないよう注意し、新しい情報を随時収集し、更新していく。

3 2011、2012年度 A

【健康福祉局において担当】2011年度 A

神奈川県が主体となった医療通訳派遣システム事業に協調し、市町村負担金を支出するとともに、かながわ医療通訳派遣システム自治体推進協議会に参加し、医療通訳派遣システムの充実・強化を図り、今年度からは市立多摩病院、市立井田病院、川崎協同病院の3病院を協定医療機関に追加することができた。

今後も、神奈川県や県内他市町村と連携しながら、医療関連団体等への働きかけを行っていくことにより、引き続き外国人市民が受診しやすい環境の整備に努めていく。

【病院局において担当】2012年度 A

市立病院においては、受付窓口で神奈川県作成のガイドブックを設置する等、病院ごとに工夫し、外国人市民への円滑な対応に努めた。また、神奈川県医療通訳派遣システム事業に、市立3病院全て参加し、外国人市民が受診しやすい環境を整備した。

さらに、市立井田病院の再編整備に伴い、部分的に院内表記に英語を併記した。

2009年度・提言④

外国人市民の多様化する相談ニーズに対応できる専門的な知識を持つ
た人材を養成し、問題解決の支援ができるようにする。

- 国際交流協会や市民活動団体等の職員と区役所職員などを対象に専門的な研修を実施し、外国人市民の複雑で多様化した問題に連携して対応できるようにする。
- 専門的な知識を持った人材を区役所や外国人相談窓口などで活用できるようにする。



1

2024年度 B

【総務企画局において担当】

各階層別研修において、多くの階層を対象にeラーニングシステムを使用した人権に係る講義を実施し、その中で外国人市民に関する題材も扱った。また、2024年2月に多文化共生をテーマとした人権研修を全職員を対象として実施し、外国人市民の課題を理解するための意識の向上を図った。今後も、関係部署と十分に協議し、引き続き各階層別研修等において外国人市民に対する意識を含めた人権や多文化共生に係る科目を実施し、職員の意識向上を図る。

【市民文化局において担当】2021年度 A

「多文化共生総合相談ワンストップセンター」では、2021年4月に相談受付時間を拡充し、7月にはテレビ会議システム（ZOOM）を活用したオンライン相談を開始するなど、相談支援体制のさらなる拡充を図った。相談員の研修については、内部研修・勉強会の実施、外部機関が実施する研修への積極的な参加など、昨年度に引き続き取組を実施している。内部研修では、外国人市民の相談ニーズに即した研修となるように、内容も工夫している。また、関係機関や行政の窓口と連携した相談についても、引き続き取組を実施している。

2

2020年度 A

2019年7月に多文化共生総合相談ワンストップセンターが同センター内に設置されたことに伴い、4言語（ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語）を追加し、11言語の相談員による窓口相談事業が開始された。また、10月に各区役所の地域振興課相談情報担当にワンストップセンターとつながるタブレットを配布し、相談員への相談ができるようになった。

他都市の取組事例等を参考にしつつ、ワンストップセンターと関係部署との連携について検討していく。

2011年度・提言①

外国人市民に関する調査を、5年に1度実施する。

- 外国人市民が困っていることや生活に必要な情報が届いているか等の外国人市民の実態を把握するために、5年に1度調査を行う。
- 調査結果は、市民に公表するとともに、外国人市民代表者会議に報告する。また、市の施策で活用するものとする。



1

2020年度 A

提言を受けて2014年度に外国人市民意識実態調査（アンケート調査）を、2015年度に外国人市民意識実態調査（インタビュー調査）を実施した。2019年度にも外国人市民意識実態調査（アンケート調査）を実施したことから、5年に1度の調査が実施できている。引き続き、定期的な調査が実施できるよう努めていく。

2

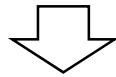
2015年度 A

外国人市民意識実態調査（アンケート調査）の調査結果を外国人市民代表者会議に報告し、調査審議の検討材料として活用した。また、作成した報告書については、庁内全局（区）及び関係団体等へ配布するとともに、市ホームページで公開し、市の様々な施策に活用した。

2011年度・提言②

誰にでも入りやすい年金制度を国に働きかける。

- 1 社会保障協定の締結国を増やし、できるだけ早く締結するよう国に働きかける。
- 2 年金の脱退一時金の制度の改善を国に働きかける。(2003年度提言の再提言)
- 3 年金制度に関する分かりやすい資料の作成を国に働きかける。



1 2020年度 A

例年と同様、政令指定都市国保・年金主管部課長会議を通じて、厚生労働省に「国民年金に関する要望書」を提出した。

なお、2020年10月1日現在における社会保障協定発効国は20か国となっている。(ドイツ、英国、韓国、米国、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー、インド、ルクセンブルグ、フィリピン、スロバキア、中国)

引き続き、社会保障協定締結国の拡充について、厚生労働省に働きかけていく。

2 2018年度 A

短期在留外国人の脱退一時金の支給加入期間の設定及び支給額の見直しについて、政令指定都市から厚生労働省に要望してきたが、2017年度の回答によると、国としては脱退一時金は特例であり、本来社会保障協定の締結によって解決すべきと考え、将来廃止の方向で縮小を検討しているため拡充は困難であるとのことであった。この回答を踏まえ、政令指定都市国保・年金主管部課長会議を通じて、社会保障協定締結国の拡充について厚生労働省に「国民年金に関する要望書」を提出している。今後予定されている年金制度改正について、国の動向を注視し、市民サービスの向上を図っていく。

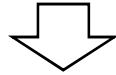
3 2020年度 A

多言語による情報提供の充実についての要望を盛り込み、政令指定都市国保・年金主管部課長会議を通じて、厚生労働省に要望書を提出した。また、2020年10月1日から、各区役所・支所の窓口で年金機構が契約している電話による多言語通訳サービスの利用が開始された。引き続き、分かりやすい資料の作成や年金事務所への外国語相談員配置や多言語電話通訳の導入について、厚生労働省や日本年金機構に働きかけていく。

ねん ど ていげん 2011年度・提言③

た ぶ ん か り か い き ょ う い く う き か い か く じ ゅ う な い ょ う じ ゅ う じ つ は か
多文化理解教育を受ける機会を拡充し、内容の充実を図る。
ねん ど ていげん ほ そ く い け ん
(2009年度提言の補足意見)

- 1 小・中学校において、すべての児童生徒に対し、少なくとも1年に1回以上、多文化理解教育を行えるよう推進する。
- 2 多文化理解教育において、より多様な国や文化を取り入れることを推進する。



1

ねん ど
2022年度 A

各学校においては、多文化共生教育を含む国際理解に関する取組を、学習指導要領のねらいに則して行っている。道徳の授業では、2018年度から小学校で、2019年度から中学校で、国際理解・国際親善・国際貢献が内容項目に組み込まれており、各教科の学習と関連しながら多文化理解の教育を行うようになり、一定の年数が経過し、取組が定着した。また、教育委員会では「多文化共生ふれあい事業」や講演会を今年度は92校で実施する予定である。この事業を実施した学校の児童は「異文化体験の学習で様々な国の文化を知ることができ、日本とのちがいも見つけられた。」という感想や担当教員からは、「異文化について子どもたちの理解が深まった。」といった声が多く寄せられている。

今後も、学習指導要領のねらいに則し、各教科等の関係を図りながら、多文化共生教育がめざす資質・能力を育むために多文化共生ふれあい事業をはじめとする取組を継続していきたい。

2

ねん ど
2020年度 A

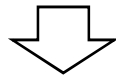
各学校において、多文化共生教育を含む国際理解に関する取組を学習指導要領のねらいに則して行っている。今年度の民族文化講師ふれあい事業においては、78校で多様な国々を取り上げて実施する予定である。また、学校独自の予算を活用して、民族文化体験の実施を予定している学校もある。

民族講師ふれあい事業も含めた多文化理解教育においては、児童生徒の国籍の多様化なども踏まえ、合同校長会議や人権尊重教育推進担当者研修などを通じて多様な国や文化に触れる機会を積極的に取り入れるよう周知している。

2011年度・提言④

学校におけるいじめ問題解決のための取組を推進し、保護者へのサポートを充実させる。

- 1 対応事例を含めたいじめ問題に関する総合的な手引きを作成し、教育関係者等に配布して、いじめの未然防止や早期解決ができるようにする。
- 2 保護者・児童生徒が学校でのいじめや悩みを母語で相談できる環境を整備し、多言語相談の広報に努める。



1 2018年度 A
2018年3月に「川崎市いじめ防止基本方針」を改訂し、改訂した内容について全市立学校へ周知した。学校では、改訂した基本方針に基づき「学校いじめ防止基本方針」を作成し、保護者や地域に周知するとともに、いじめ問題の未然防止や早期発見・早期対応、組織的な対応について取組を進めている。また、2018年2月に教職員向けの冊子「一人ひとりの子どもを大切にする学校をめざして〔10〕～いじめ問題の理解と対応～」を作成し、全教職員に配布して校内研修等を行った。さらに、2018年度も引き続き、教育委員会では、管理職の研修、児童生徒指導担当者及び初任者研修等において、いじめ問題に関する研修や研究協議を実施した。いじめ問題への対応力の向上に向けた取組を今後も続けていく。

2 2020年度 A
「国際教室担当者連絡協議会」等で担当教員に対し、帰国・外国人児童生徒受入れに当たっての心構えや留意点について研修を行い、理解を深めた。また、母語支援を主とした日本語初期支援を行う支援員を業務委託により配置し、児童生徒の学校生活及び日常生活への適応支援を行っている。さらに、コミュニケーションの支援として、希望する学校には通訳機器の配置を行っている。併せて、日本語に不慣れな児童生徒及び保護者等との相談等の際に、業務委託により通訳者を派遣できるようにした。今後、帰国・外国人児童生徒受入れに当たっての心構えや留意点について、研修を通じて国際教室の担当者や児童支援コーディネーター等の理解を深めていくとともに、多様な支援ツールや団体等との連携について周知することで、児童生徒および保護者に寄り添った支援ができるよう努めていく。

2013年度・提言①

区役所における外国人市民を対象としたサービスを充実させる。

1 情報提供について(2001年度、2005年度、2007年度提言の再提言)

(1) 転入者に対して住民登録窓口で渡す情報について市内で共通の内容を定めた「ウェルカムセット(仮称)」を作成し、各区の窓口で最低限必要な情報が得られるようにする。

(2) 外国人市民に対しては、外国人市民に必要な基本的な情報(特に、生活・防災・医療など)の英語版を「ウェルカムセット(仮称)」に加えるとともに、外国人市民情報コーナーがあることを多言語資料で案内する。

また、すでに多言語で作成されている資料を有効に活用するために各担当窓口だけではなく、外国人市民情報コーナーにもそれらの資料を揃えるなど情報の集約と充実を図る。

(3) 外国人市民にとって重要と思われる情報については、中長期的に多言語化を推進し情報提供の充実を図る。

2 窓口サービスについて

(1) 区役所を訪れた外国人市民が目的に即した窓口にあたどりつことができるよう、担当窓口へ案内を行える体制を整備し窓口を明示する。

また、各窓口においては、外国人市民への対応に必要な業務知識の共有や説明能力の向上等のための人材育成を行うとともに組織的に対応できるようにする。

(2) 市が英語(ローマ字)で発行することができる証明書が一部あることを広く周知し、利用を促進する。



1(1)

2015年度 A

【各区役所において担当】

各区役所にて、区民課で転入者に対し、生活に必要な最低限の情報を「ウェルカムセット」として、市内共通の資料を窓口で配布している。今後も配布を継続していくとともに、各区で情報交換しながら、内容の充実や更新等、継続的にサービスの向上に取り組んでいく。

1(2)

2016年度 A

【各区役所、市民文化局において担当】

外国人市民向けの多言語資料(「川崎市に住む外国人の皆さんへ」「川崎市資源物とごみの分け方・出し方」等)について、各区役所で転入者向け資料のセットと合わせて統一的に配布を行っている。

外国人市民情報コーナーについて、初めて区役所を訪れた外国人市民にも情報収集しやすいようにレイアウトを工夫をした上で、生活の中で必要と考えられる情報が得られるよう資料を揃えて配布している。また、外国人市民情報コーナーを案内する多言語資料を継続して配布している。

今後も、外国人情報コーナーの配布物の定期的なチェックを行って、最新の情報を提供していくとともに、外国人市民が窓口を訪れた際には外国人情報コーナーに情報が集約されていることを積極的に案内していく。

1(3)

ねんど
2020年度 A

【市民文化局において担当】

例年、「広報広聴主管会議」等で「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」の説明を行い、市HPの多言語サイトへのコンテンツ掲載を含めた多言語での広報の推進について依頼している。

毎年10月1日現在の市内の多言語広報資料の情報をとりまとめた「多言語広報資料一覧」によると、2020年度の多言語資料は昨年より増加し118点であり、対応言語数は18言語に達した。

「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」の表1「多言語広報の優先順位の基準」に掲げる情報については一通り多言語化が実施されており、情報提供における多言語化の推進は着実に進んだ。引き続き、多言語化を推進するよう働きかけていく。

2(1)

ねんど
2024年度 A

【各区役所において担当】

各区において、多言語を併記したフロア案内表示を行っている。また、窓口においてタブレット端末を用いた翻訳・通訳対応を行うとともに、区独自の取組として、外国人市民用窓口ガイドの作成、多言語に対応した総合案内掲示や案内サインの設置、英語版対応マニュアルの作成、〈やさしい日本語〉を用いた窓口業務に関する職員向け研修等の取組を行っている。

今後も、外国人市民が来庁した際の対応の充実に向けて、引き続き取り組んでいく。

2(2)

ねんど
2024年度 B

【市民文化局において担当】

市が英語（ローマ字）で発行することができる証明書の有無とその周知方法について、全庁調査を行い、区役所において英語で発行することができる証明書が一部あったため、所管課に周知するよう働きかけた。その結果、窓口にて英語で発行することができる旨を表示されるようになった。

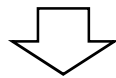
2013年度・提言②

外国人保護者が安心して日本で子どもの家庭教育を行えるよう、日本の学校や教育の仕組み・制度についての理解を深めるための取組を積極的に推進する。

(1996年度、2001年度、2003年度、2011年度提言の補足意見)

1 日本の学校や教育の仕組み・制度について知るための多言語資料の提供や説明のための機会を設ける。

2 子育て中の外国人保護者が地域の保護者や子育て経験者と交流できる場所や機会を提供する。



1 2015年度 A

日本の学校や教育の仕組み・教育制度等について、多言語で記載されている文部科学省作成の就学ガイドブックを帰国・外国人児童生徒の受け入れ懇談の際に手渡しして説明している。また、各小・中学校に1名ずつ設置している帰国・外国人児童生徒教育担当者を集める研修の中でもこの冊子を紹介し、各学校においても外国人保護者に説明してもらえるよう担当者に周知した。

さらに、市立小学校へ入学する外国籍の各家庭、市立学校、市民館、区役所(区民課・児童家庭課)、国際交流センター、ふれあい館に就学に関わる手続きや準備などの説明を掲載した「外国人保護者用就学ハンドブック」(7言語)を送付しているが、今年度から冊子の中身を改訂し、日本語学校や教育の仕組み・教育制度等を説明するページを加えて配布した。

2 2015年度 A

教育文化会館・市民館で実施する社会教育振興事業において、「子育てひろば」や「フリースペース」等の名称で、地域の保護者同士や子育て経験者と交流できる機会の提供を行っている。多摩市民館においては外国人保護者に対象を絞った子育てひろばも開設している。(4月～3月、全11回予定)

通常の場合に加えて、より参加しやすい機会としての「外国人子育てひろば」も定着し、一定の参加者があった。今後も、多言語広報、通訳補助など、外国人保護者が安心して参加できる体制の整備に努める。

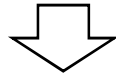
ねん ど ていげん
2013年度・提言③

がいこくじんしみん あんてい かていせいかつ のうりよく ろうどうりよく はつき
外国人市民が安定した家庭生活のもと、その能力や労働力を発揮し
にほん しゃかい けいざい こうけん しゅつにゆうこくかん りぎょうせい かいぜん ほうむ
日本の社会・経済に貢献できるよう、出入国管理行政の改善を法務
だいじん はたら
大臣に働きかける。

ざいりゅうしかく かぞくたいざい かぞく はんい ざいりゅうがいこくじんおよ はいぐうしゃ おや ふく くに はたら
1 在留資格「家族滞在」の「家族」の範囲に在留外国人及びその配偶者の親を含めることを国に働きか
ける。

ざいりゅうしかく えいじゅうしゃ にほんじん はいぐうしゃ えいじゅうしゃ はいぐうしゃ ていじゅうしゃ も ざいりゅうがいこくじん どうがいしかく
2 在留資格「永住者」「日本人の配偶者」「永住者の配偶者」「定住者」を持つ在留外国人が当該資格を
ゆう きかん かぎ おや にほん たいざい くに はたら
有する期間に限り、その親が日本に滞在できるようにすることを国に働きかける。

ばあい おや ざいりゅうきかんこうしんてつづ ひつよう とき にほんこくない おこな くに
3 1、2 の場合において、親の在留期間更新手続きが必要な時は、日本国内で行えるようにすることを国
に働きかける。



1、2、3

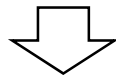
ねん ど
2024年度 B

しゅつにゆうこくかん りぎょうせい くに どうこうとう じょうほうしゅうしゅう つと ひ つづ じょうほうしゅうしゅう おこな
出入国管理行政について、国の動向等の情報収集に努めた。引き続き情報収集を行って
いく。

ねん ど ていげん 2015年度・提言①

がいこくじんし えん じょうほうていきょう じょうほうはっしん そうだんまどぐち たぶん かきょうせい すいしん
外国人支援（情報提供・情報発信、相談窓口）と多文化共生の推進
いぶん かこうりゅう こくさいりかい そくしん いばしょ ねっとわーく もくてき
（異文化交流、国際理解の促進、居場所やネットワークづくり）を目的と
しみん ぎょうせい しみん どうし ちゅうかんし えんそしき やくわり
し、市民と行政、また市民同士をつなぐ中間支援組織の役割をはたす
ちいき きよてん すいしん
地域の拠点づくりを推進する。

- 1 たぶん かきょうせい らうん じ かり しな い ふくすう しょ せっち
「多文化共生ラウンジ(仮)」を市内の複数か所に設置する。
- 2 か わ さ き こ く さ い こ う り ゅ う き ょ う か い ぎ ょ う せい き ょ う り ゅ く か く き ょ て ん ど う し そ う ご れ ん け い ね と と わ ー く
川崎市国際交流協会は、行政とも協力しながら各拠点同士の相互連携やネットワークづくりにおいて
しゅ どう て き や く わ り に な つ と
主導的な役割を担うよう努める。



ねん ど
2024年度 B

1
がいこくじんそうだんし えんたいせい じゅうじつ む あら きよてん たぶん かきょうせい ぶらざ かわさきし
外国人相談支援体制の充実に向けた新たな拠点として、「かわさき多文化共生プラザ」を川崎市
やくしよだい ちやうしや せいび ねん がつ ほんかく おーぶん しなんぶちいき そうだんきのう
役所第3庁舎に整備し、2024年7月に本格オープンした。これにより、市南部地域における相談機能
きょうか ふく がいこくじんそうだんし えんたいせい じゅうじつ む とりくみ すす ほか ちいき
の強化を含めた外国人相談支援体制の充実に向けた取組を進めることができた。他の地域における
たいおう ひ つづ けんとう
対応については、引き続き検討していく。

ねん ど
2024年度 B

2
こうえきざいだんほうじんかわさきしこくさいこうりゅうきょうかい たぶん かきょうせいしやかいすいしんじぎょう がいこくじんしみん きょうせい
公益財団法人川崎市国際交流協会では、多文化共生社会推進事業として「外国人市民と共生す
るまちづくりセミナー」を2024年8月に開催し、市民の参加を通じて多文化共生の推進に向けた取組
おこな せみなー ねん がつ かいさい しみん さんか つう たぶん かきょうせい すいしん む とりくみ
を行った。また、「観光ボランティア通訳セミナー」を2024年9月に実施したほか、英語、中国語、
かんこくご こくさいりかいこうざ がつ がつ じっし えいご ちゅうごくご
韓国語による国際理解講座を6月から2月にかけて実施している。
ねん がつ ほんかく おーぶん たぶん かきょうせい ぶらざ こんご れんけい けんとう
2024年7月に本格オープンした「かわさき多文化共生プラザ」との今後の連携についても検討して
いく。

2015年度・提言②

外国人市民が安心して日本で子育てができるよう、出産・子育てに関する多言語情報の提供を促進する。

- 1 外国語版母子健康手帳の窓口での提供および広報・周知を促進する。
- 2 各区が作成している子育てガイドブックの多言語化を推進するとともに、それが有効に活用されるよう外国人市民への提供に努める。



1 2018年度 A
9言語の外国語版母子健康手帳を窓口で提供している。今後も必要な人に必要なものを届けるよう事業を継続して実施する。

2 2023年度 A
【川崎区にて担当】2016年度 A
6言語版子育てガイドブックや多言語資料を窓口や情報コーナーだけでなく、地域子育て支援センターやこども文化センター、保育園等の区内子育て支援機関でも配架している。また、区役所内だけでなく、子育て支援関係機関に配架するために、外国語版を継続して増刷している。

【幸区にて担当】2016年度 A
「外国人の方へ」のページを設け、川崎市と神奈川県ホームページ（多言語版）のQRコードを掲載するとともに、身近な情報について漢字全てにルビを付けて掲載している。妊婦の方へ相談時に外国語版母子健康手帳と一緒に案内し、活用している。

【中原区にて担当】2023年度 A
子育てガイドブック内の外国人の方向けのページで、英語を併記し、日本語にはルビを付けた。また、多言語の窓口案内、かながわ国際交流財団が作成した外国人住民向けの子育て支援パンフレットを活用して、相談窓口に的確につながるよう多言語情報の提供を進めた。

【高津区にて担当】2020年度 A
子育て情報ガイド「ホッとこそだて・たかつ」に、外国人の方への育児支援として、日本語教室、外国語による相談窓口、妊娠・出産に関する手続き、健康診査とワクチン接種、助成金、医療機関および保育の申込方法などの、外国人市民にとってもっとも重要と思われる情報を英語と日本語ルビ付きにて記載した。同ガイドは、妊娠届提出時に、母子健康手帳と同時に交付しているほか、保険年金課、児童家庭課でも配布している。また、2020年から試験的に区役所1階入口付近にて来庁者を対象に冊子を交付することにした。このことにより、より一層多くの外国人市民に交付することが可能になった。

【宮前区にて担当】2017年度 A

「みやまえ子育てガイドブックとことこ」の改訂に当たり、「外国人の方への支援」のページを追加し、生活に必要な情報を掲載するホームページや、相談窓口の連絡先等を掲載した。

【多摩区にて担当】2016年度 A

関係部署と連携を図り、「多摩区地域子育て情報ブック」に『外国籍の親子のページ（全6ページ）』を設け、日本語と英語の併記又は日本語にはルビを付ける等の工夫をした。出生から就学前までにおける手続き等の情報を中心に掲載している。

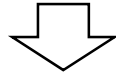
【麻生区にて担当】2020年度 A

子育てガイドブック内の「外国人の方に向けて」ページにて、必要と思われる手続き、案内等を英語表記で掲載している。子育てガイドブック改訂に際して、QRコードでのリンク貼り付けを増やした。川崎市ホームページ内の外国人向けページへのリンクや、その他団体へのページリンクを掲載することで、紙面で提供できる限られた情報だけでなく、他の情報収集を行うツールにつながるよう配慮を行った。

ねん ど ていげん 2015年度・提言③

がいこく こ げんご かべ こうとうがっこう しんがく
外国につながる子どもたちが、言語の壁によって高等学校への進学を
あきら にくしせい いど にゅうがくご しえん じゅうじつ
諦めることがないよう、入試制度および入学後の支援を充実させる。
(ねん どていげん さいていげん
2009年度提言の再提言)

- 1 かわさきしりつ こうとうがっこう がいこく こ はいりょ とくべつ にゅうしせい いど どうにゅう
川崎市立の高等学校において、外国につながる子どもたちに配慮した特別な入試制度を導入する。
- 2 かな がわけんりつ こうとうがっこう げんざいじつし ざいげんがいこくじんとうとくべつぼしゅうわく ざいげんわく
神奈川県立の高等学校において現在実施されている在県外国人等特別募集枠(在県枠)について、
がっこうすう ていいんすう ふ ねんい ない じょうけん かんわ はたら かわさきし ない
学校数と定員数を増やすとともに、3年以内という条件を緩和するよう働きかける。また、とくに川崎市内
の県立高校において在県枠が設置されるよう働きかける。
- 3 じゅけん じ はいりょ がっこうせいかつ すむ ー ず てきおう にほんごしどう
受験時における配慮だけではなく、学校生活にスムーズに適応できるよう日本語指導をはじめとする
にゅうがくご う い たいせい せいび じゅうじつ
入学後の受け入れ体制についても整備、充実させる。



ねん ど
2022年度 A

1 かわさきしりつこうこう ざいげんがいこくじんとうとくべつぼしゅうせい いど どうにゅう けつてい きそくかいせいとう おこな
川崎市立高校への在県外国人等特別募集制度の導入を決定し、あわせて規則改正等を行った。
きょうしよくいん はいち きょういくかていへんせい けんとう おこな
教職員の配置や教育課程編成についても検討を行っている。

ねん ど
2021年度 A

2 かながわけんこうりつこうとうがっこうにゅうがくしゃせんぼつ かながわけんこうしりつこうとうがっこうきょうぎかい にゅうがく
神奈川県公立高等学校入学者選抜については、神奈川県公立高等学校協議会において、入学
ていいんけいやく せんぼつについていとう きょうぎ ねん どにゅうがくしゃせんぼつ ざいげんがいこくじんとうとくべつぼしゅう
定員計画、選抜日程等を協議している。2021年度入学者選抜においては、在県外国人等特別募集と
けんないこうりつこうこう じつし ぼしゅうていいんごうけい めい じゅけんしや ねん ど
して県内公立高校で実施され、募集定員合計145名のところ 103名の受検者であった。また、2022年度
にゅうがくしゃせんぼつ にゅうこくご ざいりゅうきかん つうさん ねんい ない ねんい ない じょうけん かんわ
入学者選抜においては、入国後の在留期間が通算で3年以内から6年以内となり条件が緩和され
た。
こんご けんりつこうこう ざいげんがいこくじんとうとくべつぼしゅうわく こんご けんないおよ ほんしいき はいちじょうきょう
今後も、県立高校における在県外国人特別募集枠について、今後の県内及び本市域での配置状況
はあく かくこう しがんじょうきょう ふ ぼしゅうわく けんきょういくいんかい ひ つづ きょうぎ
を把握するとともに、各校の志願状況を踏まえて、募集枠について県教育委員会と引き続き協議
していく。

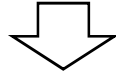
ねん ど
2023年度 A

3 こんねんど かわさきこうこうていじせい たかつこうこうていじせい にほんご せんもんてき しどう おこな ひじょうきんこうし
今年度は川崎高校定時制および高津高校定時制に、日本語の専門的な指導を行える非常勤講師を
はいち にほんごしどう ひつよう せいと おお ざいせき かわさきこうこうていじせい ざいげん
配置した。とくに日本語指導が必要な生徒が多く在籍している川崎高校定時制については在県
がいこくじんとうとくべつぼしゅうせい いど どうにゅう めい にほんごひじょうきんこうし はいち がっこう しえんしや せいと
外国人等特別募集制度が導入され、4名の日本語非常勤講師を配置するとともに、学校、支援者、生徒
れんけい ぼさ にほんごこーでいねーたー はいち こんねんど がっこうせつてい
との連携を補佐できるよう日本語コーディネーターを配置している。また、今年度からは学校設定
かもく ひつよう せいと たい こじんしどう おこな と だ じゅぎょう ふくそう きょういん きょうしつとう はい
科目、必要な生徒に対して個人指導を行う「取り出し授業」および複数の教員が教室等に入り、
ひつよう せいと ぼーと はい こ じゅぎょう じつし じゅうじつ しえん おこな
必要な生徒をサポートする「入り込み授業」を実施し、充実した支援を行っている。
ひ つづ と く たい けんしょう しえん かた けんとう じゅうじつ
引き続き、取り組みに対する検証をとおして支援のあり方を検討し充実させていきたい。

2015年度・提言④

入居差別を解消するための取組を推進する。(1996、1997年度提言の再提言)

- 1 入居差別解消に向けた取組を進めるための相談窓口を設置する。
- 2 川崎市住宅基本条例を不動産会社や家主だけでなく、外国人市民へも周知する。
- 3 川崎市居住支援制度の利用促進のための取組を行う。



1 2019年度 A
外国人を含めた住宅確保要配慮者からの住まい探しの相談に対応する「すまいの相談窓口」について『周知チラシ』と『多言語（10言語）対応のホームページ』を作成し、その中で差別解消の相談窓口についても案内を行った。引き続き、同チラシ等による周知を行っていく。

2 2019年度 A
外国人を含めた住宅確保要配慮者からの住まい探しの相談に対応する「すまいの相談窓口」について『周知チラシ』と『多言語（10言語）対応のホームページ』を作成し、その中で住宅基本条例についても案内を行った。引き続き、同チラシ等による周知を行っていく。

3 2019年度 A
周知用パンフレット（6言語）を各区役所の外国人市民情報コーナーへ配架した。

2015年度・提言⑤

「やさしい日本語」による情報提供を充実させる。

- 1 「やさしい日本語」に関するガイドラインを作成する。
- 2 市ホームページにおける「やさしい日本語」による情報を増やすとともに、それらを集約し、外国人市民が利用しやすいものとなるようホームページを改善する。



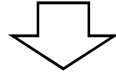
1 2021年度 A
「川崎市〈やさしい日本語〉ガイドライン」を2021年3月に策定し、市ホームページやSNS等を通して広報を行った。また、ガイドラインの周知・活用を推進するための研修を実施した。

2 2024年度 A
2024年3月に市ホームページがリニューアルされたことに伴い、〈やさしい日本語〉の機械翻訳機能が導入された。これにより、市ホームページ内のすべてのページについて、〈やさしい日本語〉で見ることができるようになった。また、各所管が独自で作成した、〈やさしい日本語〉や多言語で書かれた外国人向けの情報は「がいこくじのかたへ」のページに集約している。引き続き、外国人市民にとってホームページが利用しやすいものとなるよう、情報提供に努めていく。

2017年度・提言①

外国人市民が自立した市民として、安心して生活が送れるよう支援する。

1 新たに転入してきた外国人市民を主な対象に、行政の制度や情報、生活を送る上でのルールやマナー、川崎市の魅力などを説明するオリエンテーションを開催する。



1

2024年度 B

公益財団法人川崎市国際交流協会では、市内3か所（インターナショナル・フェスティバル、宮前区役所、備えるフェスタ）で生活オリエンテーションを今年度中に実施する予定である。引き続き、市の他の地域も含めた継続的な実施やオリエンテーションで提供する内容・広報手段の検討に努めていく。

2017年度・提言②

災害時における避難所での多文化共生と外国人支援のための仕組みづくりを推進する。

- 外国人市民が日本人市民と協力して避難所の運営に関わることができるように、代表者会議が作成した多言語版の「受付シート」を活用する。
- 避難所に来た外国人市民の情報や状況・状態などを正確に把握するために、一般財団法人自治体国際化協会（以下CLAIRという）が作成した「多言語避難者登録カード」を活用する。
- 災害時の外国人支援のための様々なツールが確実に活用されるよう、CLAIR が作成したツールの存在を各区の避難所運営マニュアルに記載する。（2007年度提言の補足意見）
- 日本語が不自由な外国人市民のために、代表者会議が作成した多言語版の「り災証明書交付 願 記入ガイド」を活用する。



1、2、3、4

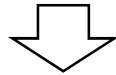
2018年度 A

- 外国人市民代表者会議が作成した「受付シート」7言語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ロシア語）を、2018年8月に改定した「避難所運営マニュアル」の様式集に掲載した。今後も、避難所運営訓練等を通じて、活用等の周知を図る。
- 自治体国際化協会（CLAIR）が作成した「避難者登録カード」7言語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ロシア語）を、2018年8月に改定した「避難所運営マニュアル」の様式集に掲載した。
- 自治体国際化協会（CLAIR）のホームページ上に掲載された「災害時多言語表示シート」を参考に、2018年8月に改定した「避難所運営マニュアル」上に掲載した。
- 区担当者会議で説明した上で、罹災証明の申請・発行を担当する各区に対し、多言語版の「り災証明書交付 願 記入ガイド」を送付し、災害時の活用を促した。

2017年度・提言③

外国人市民の子育ておよび就労支援として、保育の利用申請をサポートするための多言語による支援の充実を図る。

- 1 代表者会議が作成した多言語版の「保育案内【概要】」と「保育申請チェックリスト」を活用する。
- 2 日本語が苦手な外国人市民のために、多言語に対応した相談の機会を設ける。



1

2018年度 A

各区役所児童家庭課・各地区健康福祉ステーションにて、代表者会議が作成した多言語版（英語、中国語、韓国・朝鮮語、タガログ語）の「保育案内【概要】」と「保育申請チェックリスト」を周知・配布し、外国人市民の窓口相談時に活用した。
また、ロシア語・スペイン語・ポルトガル語については、今後対応予定。

2

2019年度 A

【川崎区にて担当】2018年度 A

対象者それぞれの希望に応じた保育の利用相談が必要であるため、電話の通訳サービスや外国語で書かれた概要資料、地図、保育サービスの早見表、また、代表者会議が作成した多言語版の「保育案内【概要】」と「保育申請チェックリスト」を活用し、個別相談に対応している。

【幸区にて担当】2019年度 A

多言語版の「保育案内【概要】」と「保育申請チェックリスト」を示しながら個別に入所申請の必要書類を案内したり、児童家庭課に設置しているタブレットの区役所通訳サービスを利用した。

【中原区にて担当】2019年度 A

2019年4月1日に13言語に対応したタブレット式端末を活用した多言語通訳サービスを導入した。日本語が苦手な外国人市民が来庁した際に、保育所の利用申請や相談時に、タブレット式端末を用いたテレビ通話や電話通訳を活用し、多言語による支援の充実を図った。

【高津区にて担当】2019年度 A

タブレット端末によるTV通訳及び電話通訳を2019年4月から導入した。それらを活用することで、外国人市民とのコミュニケーションが向上し、保育所案内業務や保育所入所等の各手続き時において、多言語に対応した支援・相談業務を行うことができた。

【宮前区にて担当】2019年度 A

英語のできる職員が対応又は片言の英語で対応するか、「保育案内【概要】」を使用し簡易的な案内をすることに加え、今年度からは児童家庭課に設置しているテレビ通訳タブレット端末を用いて、多言語による保育利用申請等の相談に対応している。

【多摩区にて担当】2019年度 A

外国人市民から相談を受ける際に、職員が窓口備え付けのタブレットを用いた多言語通訳サービスツールを活用し、保育利用申請等について多言語で説明を行った。

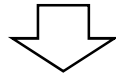
【麻生区にて担当】2018年度 A

日本語が苦手な外国人市民からの相談について、他部署が所有するタブレット端末を活用し、TV通訳を通し相談内容を把握し、回答することで対応した。

2019年度・提言①

外国人市民の子育て支援として、乳幼児健康診査のための多言語による支援の充実を図る。

- 1 代表者会議が作成した問診票の「多言語記入ガイド」を活用する。
- 2 乳幼児健康診査やその他の母子保健事業に関わる情報の多言語化を推進する。



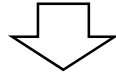
1 2020年度 A
市ホームページ内「子どもの健診」にて多言語記入ガイドPDF版を掲載し、問診票として自由にダウンロードできるようにした。また、毎月発送する乳幼児健診の対象者宛て案内通知の封筒に多言語記入ガイドの紹介及びホームページのQRコードを印刷して全対象者へ周知をした。今後、多言語記入ガイドをより一層活用してもらえよう、掲載先のホームページの構成を工夫する。

2 2021年度 A
乳幼児健康診査の帳票類について多言語版（11言語）を作成し、市ホームページ内「子どもの健診」に掲載し市民が活用できるようにした。職員向けのものは庁内に公開し、各区の必要に応じて加工して使用できるようにした。また、その他の母子保健事業に関わる情報や各区で実施している事業の帳票類も多言語化し、各区で活用している。

ねん ど ていげん 2019年度・提言②

にほんごしどう ひつよう じどうせいと あんしん がっこうせいかつ おく にほんご
日本語指導が必要な児童生徒が安心して学校生活を送れるよう日本語
しえん じゅうじつ はか
支援の充実を図る。

1 にほんごしどう ひつよう こ たい そうごうてき しえん たいせい せいび
日本語指導が必要な子どもに対して総合的に支援ができるような体制を整備する。



1

ねん ど
2020年度 A

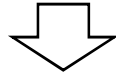
これまで教育委員会において、多文化共生教育の推進全般に関しては総務部が、日本語指導が必要な児童生徒に対する支援については総合教育センターカリキュラムセンターがそれぞれ所管していたが、今年度の組織改編により、すべて教育政策室人権・多文化共生教育担当の所管となった。これにより、日本語指導が必要な子どもに対し総合的に支援ができるようになった。併せて、予算の拡充などにより、日本語指導の体制を抜本的に見直したことで、日本語指導が必要なすべての児童生徒に対し支援の手が行き届くようになった。

今後も、日本語指導が必要な児童生徒への支援について、研修等を通じて職員や学校の支援力の向上に努めていく。また、今年度から実施した新たな施策を検証するとともに、児童生徒への適切な支援のあり方について、社会情勢や他都市の状況等を踏まえながら、引き続き検討を続けていく。

ねん ど ていげん 2019年度・提言③

がいこくじんろうどうしゃ てきせい しゅうろう む とりくみ すいしん
外国人労働者の適正な就労に向けた取組を推進する。

- 1 労働関連法が遵守され、公正な待遇が確保されるよう事業主等への啓発と適切な監督指導を徹底するとともに、外国人労働者への啓発と情報提供の充実を図るよう国に働きかける。
- 2 外国人を雇用する事業主等に対して、外国人の雇用ルールに関する啓発と情報提供を充実させる。
- 3 外国人労働者に対して、適正な労働条件や相談窓口に関する啓発と情報提供の充実を図る。



ねん ど
2024年度 B

1 事業主等への啓発について、従来と同様に、広報誌やガイドブック、ホームページ等を通じて実施した。来年度以降も引き続き、周知・啓発を図っていく。

ねん ど
2024年度 B

2 外国人を雇用する事業主等に対して、従来と同様に、ホームページや広報誌、ガイドブックでの情報提供を行った。来年度以降も引き続き取組を進める。

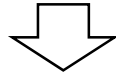
ねん ど
2024年度 B

3 外国人を含む労働者に対して、労働条件や相談窓口等について、従来と同様に、ホームページや広報誌、ガイドブックでの情報提供を行った。外国人労働者からの相談は、全体の1割にも満たないため、より周知を図る必要がある。

2021^{ねんど}年度・提言^{ていげん}①

日本語を母語としない外国人市民の保育に関する手続きをサポートする
ために、多言語による支援の充実を図る。

1 代表者会議が作成した「教育・保育給付認定(変更)申請書」と「保育所等利用(変更)申込書兼児童
台帳」の多言語記入ガイドを活用する。



1

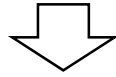
2022^{ねんど}年度 A

各区の保育所等の申請窓口において印刷の上、配布し、活用した。

2021年度・提言②

外国人市民が自立した市民として、安心して生活が送れるよう支援する。(2017年度提言の再提言)

1 新たに転入してきた外国人市民を主な対象に、行政の制度や情報、生活を送る上でのルールやマナー、知っておくとい役立つ情報、川崎市の魅力などを説明するオリエンテーションを開催する。



1

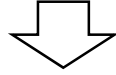
2024年度 B

公益財団法人川崎市国際交流協会では、市内3か所(インターナショナル・フェスティバル、宮前区役所、備えるフェスタ)で生活オリエンテーションを実施する予定である。引き続き、市の他の地域も含めた継続的な実施やオリエンテーションで提供する内容・広報手段の検討に努めていく。

ねんど ていげん 2021年度・提言③

がいこくじんしえん たぶんかきょうせい すいしん もくてき ちゅうかんしえん やくわり
外国人支援と多文化共生の推進を目的とし、中間支援の役割をはたす
ちいき きよてん すいしん ねんどていげん さいていげん
地域の拠点づくりを推進する。(2015年度提言の再提言)

1 たぶんかきょうせいらうんじかり せっち
「多文化共生ラウンジ(仮)」を設置する。



1

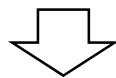
ねんど
2024年度 A

がいこくじんそうだんしえんたいせい じゅうじつ む あら きよてん たぶんかきょうせいぶらざ かわさきし
外国人相談支援体制の充実に向けた新たな拠点として、「かわさき多文化共生プラザ」を川崎市
やくしょだい ちょうしゃ せいび ねん がつ ほんかくおーぶん こんご そうだんしえんないよう じゅうじつ ぶらざ
役所第3庁舎に整備し、2024年7月に本格オープンした。今後は、相談支援内容の充実やプラザを
かつよう こみゆにてい とりくみ すす
活用したコミュニティづくりのための取組などを進めていく。

2023年度・提言①

外国人市民が安心して産前・産後の期間を過ごせるよう、多言語や
〈やさしい日本語〉による支援の充実を図る

- 1 代表者会議が川崎市に住む外国人市民のために多言語で作成した、産前・産後支援に関するリーフレットを活用する。
- 2 産前・産後支援に関する情報の〈やさしい日本語〉化を推進する。
- 3 各区が作成している子育てガイドブックの外国人向けページに、産前・産後支援に関する情報を掲載する。
- 4 多文化医療サービス研究会が作成した「ママと赤ちゃんサポートシリーズ」を広報・周知する。



1

2024年度 B

市ホームページ「妊娠届と母子健康手帳の交付」において、代表者会議が川崎市に住む外国人市民のために多言語で作成した産前・産後支援に関するリーフレットを掲載した。また、各区の窓口に来所した外国人市民に対して情報提供をするとともに周知を行った。2024年度からの取組であるため、引き続き周知をするとともにさらなる充実を図る。

2

2024年度 B

産前・産後支援に関する情報については、ルビを振っているものも一部あるが、多言語化を中心に対応しており、〈やさしい日本語〉化の着手は今後の検討課題としている。

3

2024年度 B

【川崎区にて担当】2024年度 B
今年度改訂の子育てガイドブックに外国人市民代表者会議がまとめた多言語（14言語）の産前・産後支援に関する情報を掲載した川崎市ホームページへのリンク（二次元コード）を掲載予定である。

【幸区にて担当】2024年度 B

幸区子育て情報誌「おこさまっぷさいわい」の中の「がいこくじんのかたへ」の掲載ページに、外国人市民代表者会議がまとめた多言語（14言語）の産前・産後支援に関する情報を掲載した川崎市ホームページへのリンク（二次元コード）についても掲載することを進めている。

【中原区にて担当】2024年度 A

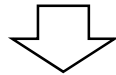
2024年度版中原区子育て情報ガイドブック「このゆびと～まれ！」に、外国人市民代表者会議がまとめた多言語（14言語）の産前・産後支援に関する情報を掲載した川崎市ホームページへのリンク（二次元コード）を掲載した。

【高津区にて担当】2024年度 A 子育てガイドブック内に、「外国籍の方の育児支援」というページを設け、妊娠～出産までに必要な手続きや医療機関、保育所に関わる情報を英語と日本語ルビ付きにて掲載するほか、多言語に対応可能な相談窓口の案内を掲載するとともに、2024年度版から新たに、外国人市民代表者会議がまとめた多言語（14言語）の産前・産後支援に関する情報を掲載した川崎市ホームページへのリンク（二次元コード）を掲載した。より多くの外国人市民に交付できるよう、妊娠届提出時に母子健康手帳と同時に交付しているほか、区役所内関係課で配布を行っている。
【宮前区にて担当】2024年度 B みやまえ子育てガイドブック「とことこ」の内容更新の際に外国人市民代表者会議がまとめた多言語（14言語）の産前・産後支援に関する情報を掲載した川崎市ホームページへのリンク（二次元コード）を掲載予定である。
【多摩区にて担当】2024年度 B 多摩区で発行している「地域子育て情報BOOK」について、外国人向けページに、外国人市民代表者会議がまとめた多言語（14言語）の産前・産後支援に関する情報を掲載した川崎市ホームページへのリンク（二次元コード）を掲載したものを発行する予定である。
【麻生区にて担当】2024年度 B 麻生区子育てガイドブック「きゅっとハグあさお」について、外国人市民代表者会議がまとめた多言語（14言語）の産前・産後支援に関する情報を掲載した川崎市ホームページへのリンク（二次元コード）を掲載したものを、配布予定である。
4 2024年度 B 市ホームページ「妊娠届と母子健康手帳の交付」において、代表者会議が川崎市に住む外国人市民のために多言語（14言語）で作成した産前・産後支援に関するリーフレットを掲載し、また、各区の窓口に来所した外国人市民に対して情報提供をするとともに周知を行った。このリーフレットでは「ママと赤ちゃんサポートシリーズ」を二次元コードから見るができる。2024年度からの取組であるため、引き続き周知するとともにさらなる充実を図る。

2023年度・提言②

外国人市民が安心して介護保険制度を利用し、サービスを受けることができるよう、事業者への啓発と制度の周知を図る

- 1 介護・福祉従業者向けに多文化理解に関する研修を実施する。
- 2 介護・福祉従業者向けに〈やさしい日本語〉に関する研修を実施する。
- 3 「こんにちは介護保険です」の〈やさしい日本語〉版を作成する。
- 4 「こんにちは介護保険です」の多言語版および〈やさしい日本語〉版の活用が進むよう、広報・周知を推進する。



1、2

2024年度 B

総合研修センターが、介護・福祉事業者向けに「外国人の利用者支援に役立つ、多文化理解と伝わりやすい日本語」というテーマで、2025年1月に研修を実施予定である。

3

2024年度 B

「こんにちは介護保険です」の〈やさしい日本語版〉を2024年11月下旬に市ホームページに掲載予定である。

4

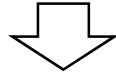
2024年度 B

「こんにちは介護保険です」の外国語版（英語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語）を市ホームページに掲載している。〈やさしい日本語版〉については、2024年11月下旬に市ホームページに掲載予定である。

2023年度・提言③

外国人市民の多様な日本語学習のニーズに対応するための体制および環境の整備を推進する

- 1 「川崎市地域日本語教育推進方針」に基づき、日本語学習のための体制および環境の整備を推進する。
- 2 学習機会の充実のため ICT (Information and Communication Technology) の活用を推進する。
- 3 外国人市民の日本語学習に関するニーズを把握するための調査を実施する。



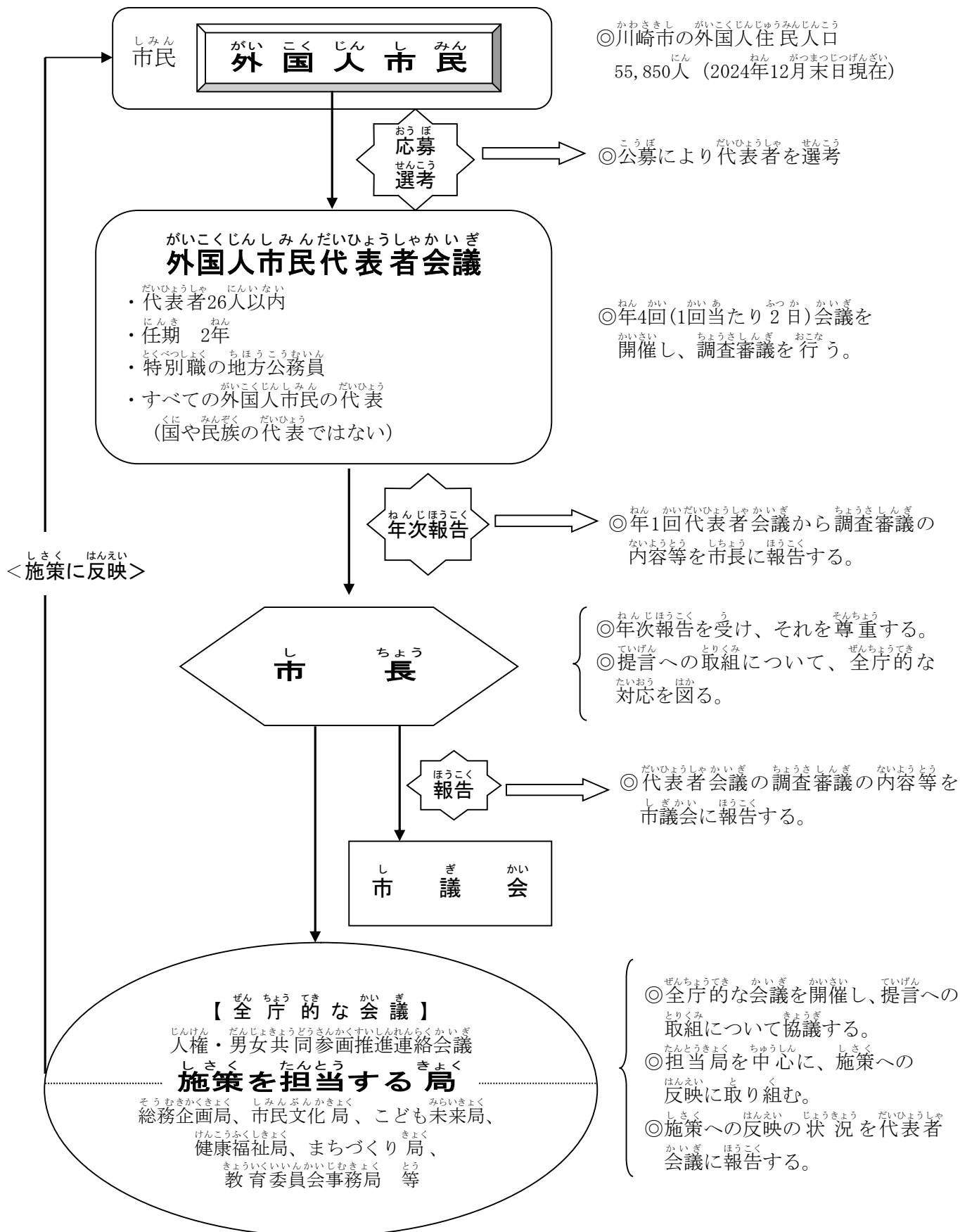
1 2024年度 B
総合調整会議（地域日本語教育の推進に関する部会）を設置・運営しているほか、総括コーディネーター及び地域日本語教育コーディネーターを配置するなど体制整備に努めた。今後は、「川崎市地域日本語教育推進方針」に基づき学習環境の整備のための取組を推進していく。

2 2024年度 B
地域日本語教育ポータルサイトを2024年度中に立ち上げる予定である。そのポータルサイトの中で、オンライン学習を行うコンテンツやICT教材について情報の提供を行う。

3 2024年度 B
総合調整会議（地域日本語教育の推進に関する部会）において、外国人市民の日本語学習に関するニーズを把握するための調査準備について協議した。なお、2024年度に実施した外国人市民意識実態調査において、日本語学習に関する設問を新規で加えた。

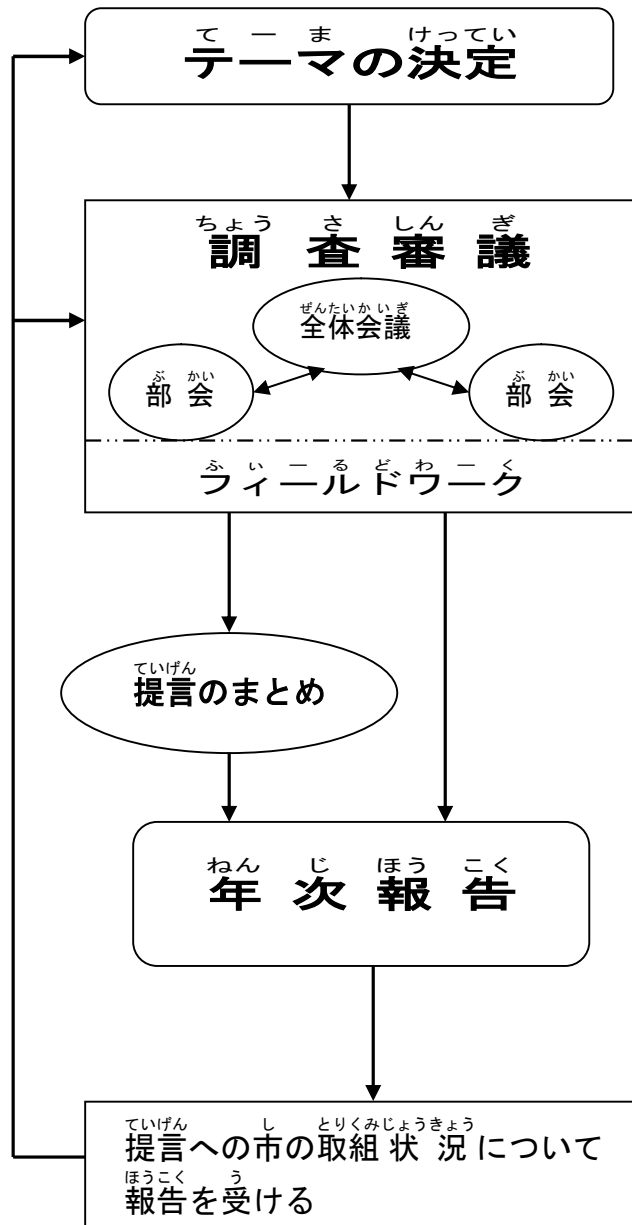
5 外国人市民代表者会議のしくみ

1 外国人市民代表者会議からの報告が施策に反映されるしくみ



2 外国人市民代表者会議の運営

会議の運営方法は、条例・運営要綱に基づき、代表者自身が決定する。



◎何を調査審議するかは会議で審議し、代表者が合意の上決定する。

◎テーマに基づき、部会を設置して調査審議することができる。

◎部会での審議結果を全体会議で報告し、代表者会議全体で確認する。

◎会議外でフィニルドワーク等を実施し、調査審議に活かす。

◎調査審議された内容のうち、提言として報告できるものをまとめる。

◎市長に調査審議の内容や活動状況等を報告するとともに、意見（提言）を申し出る。

◎市長は、提言への取組について、全庁的な対応を図る。

◎市は、提言への取組状況を代表者会議に報告する。

◎取組状況を踏まえて、調査審議を進める。

〔事務局〕 市民文化局 市民生活部 多文化共生推進課

- * 会議運営のサポート、調査審議資料及び議事録作成
- * 関係局等との調整及び連携
- * 他都市等の情報収集及び情報提供

6 条例・要綱・要領

川崎市外国人市民代表者会議条例

平成8年10月3日
条例第25号

(目的及び設置)

第1条 本市の地域社会の構成員である外国人市民に自らに係る諸問題を調査審議する機会を保障することにより、外国人市民の市政参加を推進し、もって相互に理解しあい、ともに生きる地域社会の形成に寄与することを目的として、川崎市外国人市民代表者会議(以下「代表者会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 代表者会議は、外国人市民に係る施策その他の外国人市民に関し前条の目的を達成するために必要と認められる事項について調査審議し、市長に対し、その結果を報告し、又は意見を申し出ることができる。ただし、外国に関する事項は、調査審議の対象としない。

(市長等の責務)

第3条 市長その他の執行機関は、代表者会議の運営に関し協力及び援助に努め、並びに代表者会議から前条に規定する報告又は意見の申出があったときは、これを尊重するものとする。

(組織等)

第4条 代表者会議は、代表者(第3項の規定により委嘱を受けた者をいう。以下同じ。)

26人以内をもって組織する。

2 代表者は、日本の国籍を有しない者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 年齢満18年以上であること。

(2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により引き続き1年以上本市の住民基本台帳に記録されていること。

(3) その他市長が定める事項

3 代表者は、前項に定める者のうちから市長が委嘱する。

4 代表者は、任期为2年とし、1期に限り再任されることができる。

5 補欠の代表者の任期は、前任者の残任期間とする。

(代表者の責務)

第5条 代表者は、自らの国籍の属する国の代表としてではなく、本市のすべての外国人市民の代表として、職務を遂行しなければならない。

2 代表者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 代表者会議に委員長及び副委員長各1人を置き、代表者の互選により定める。

2 委員長は、代表者会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第7条 代表者会議は、必要に応じ部会を置くことができる。

(会議)

第8条 代表者会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、代表者会議の自主的な運営により、行われるものとする。

3 会議は、代表者の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 議事は、出席した代表者の過半数をもって決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、会議が終了したときは、会議の経過等をまとめ、市長に提出しなければならない。

(会議の開催)

第9条 会議の開催は、1年に4回とし、1回あたり2日とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めるときは、臨時の会議を開催することができる。

(資料の提出等)

第10条 代表者会議は、その調査審議に必要と認めるときは、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(報告等)

第11条 委員長は、毎年、代表者会議の調査審議の結果をまとめ、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

(庶務)

第12条 代表者会議の庶務は、市民文化局において処理する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、代表者会議の運営について必要な事項は委員長が代表者会議に諮って定め、その他この条例の施行について必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

(任期等の特例)

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱される代表者は、第4条第4項の規定にかかわらず、任期は平成10年3月31日までとし、1期に限り再任されることができる。

(会議の開催の特例)

3 平成8年度の会議の開催については、第9条第1項中「4回」とあるのは、「2回」とする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において本市の外国人登録原票に登録されていた者であつて施行日から引き続き本市の住民基本台帳に登録されているものに対する改正後の第4条第2項第2号の規定の適用については、施行日の前日まで引き続き本市の外国人登録原票に登録されていた期間を本市の住民記録台帳に登録されている期間に通算する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

川崎市外国人市民代表者会議運営要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、川崎市外国人市民代表者会議条例（平成8年川崎市条例第25号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき設置される川崎市外国人市民代表者会議（以下「会議」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（会議の開閉）

第2条 会議の開会、散会、延会、中止または休憩は、議長が宣言する。

（会議の公開）

第3条 会議は原則として公開とする。ただし、出席代表者の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開とすることができる。

（会議の傍聴）

第4条 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は、会議の都度定める。

2 傍聴を希望する者が前項の定員を越えるときは、先着順により傍聴人を決するものとする。

3 傍聴人が会議を妨害するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

（会議の使用言語）

第5条 会議は日本語を用いる。ただし、代表者が必要とするときは、通訳を同行することができる。

（正副議長会議）

第6条 会議の運営については、必要に応じて正副議長会議を開催し協議する。

ぶかい せっち
(部会の設置)

だい じょう じょうれいだい じょう きてい ぶかい ぎちよう かいぎ はか せっち
第7条 条例第7条に規定する部会は、議長が会議に諮って設置する。

ぶかい ぶかいちよう お ぶかいちよう とうがいぶかい ぞく だいひようしゃ ごせん さだ ぶかい
2 部会には部会長を置く。部会長は、当該部会に属する代表者の互選により定め、その部会
の事務を統括し、部会の審議経過及び結果を議長に報告する。

ぶかいちよう ひつよう おう せいふくぎちようかいぎ しゅつせき
3 部会長は、必要に応じて正副議長会議に出席することができる。

りんじ かいぎ
(臨時の会議)

だい じょう じょうれいだい じょう きてい りんじ かいぎ つぎ かくごう がいとう ばあい かいさい
第8条 条例第9条に規定する臨時の会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に、開催
することができる。

きんきゅう かいぎ しょうしゅう ひつよう ばあい
(1) 緊急に会議の招集が必要な場合

だいひようしゃ ぶん いじょう もの かいぎ ふぎ あんけん しめ かいぎ せいきゅう
(2) 代表者の4分の1以上の者から会議に付議する案件を示して会議の請求があるとき

かいぎ ほうこく
(会議の報告)

だい じょう じょうれいだい じょうだい こう きてい しちょう ていしゅつ かいぎ けいかとう がいよう する てきろく
第9条 条例第8条第5項の規定により、市長に提出する会議の経過等は概要を記した摘録
とする。

じょうれいだい じょう きてい しちょう ほうこく かいぎ がいよう ちょうさしんぎ けつかおよ いけんとう
2 条例第11条の規定による市長への報告は、会議の概要、調査審議の結果及び意見等を
内容とする書面により行う。

かいしよく もうしで
(解囑の申出)

だい じょう じょうれいだい じょう だひようしゃ つぎ かくごう がいとう しちょう もう で
第10条 委員長は、代表者が、次の各号のいずれかに該当するときは、市長にこれを申し出
ることができる。

じ こ つごう じしよく い し ひようめい
(1) 自己の都合により辞職の意思を表明したとき。

しんしん こしょう た じゅう しよくむ すいこう た おも
(2) 心身の故障その他の事由により職務の遂行に堪えないと思われるとき。

しよくむじよう ぎ むいはん
(3) 職務上の義務違反があるとき。

ほじゅう もうしで
(補充の申出)

だい じょう だいひようしゃ けつていん しょう ばあい いいんちよう かいぎ はか ほじゅう しちょう もう で
第11条 代表者に欠員が生じた場合、委員長は会議に諮って、その補充を市長に申し出る
ことができる。

いにん
(委任)

だい じょう ようこう さだ ひつよう じこう かいぎ いいんちよう かいぎ はか さだ
第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会議の委員長が会議に諮って定める。

ふ そく
附 則

ようこう へいせい ねん がつついたち しこう
この要綱は、平成8年12月1日から施行する。

ふ そく
附 則

ようこう へいせい ねん がつ か しこう
この要綱は、平成11年10月14日から施行する。

ふ そく
附 則

ようこう へいせい ねん がつついたち しこう
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎだいひょうしゃせんにんようこう
川崎市外国人市民代表者会議代表者選任要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市外国人市民代表者会議条例(平成8年川崎市条例第25号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、市長が委嘱する外国人市民代表者会議の代表者(以下「代表者」という。)の選任について必要な事項を定めるものとする。
(代表者選考委員会の設置)

第2条 市長は、代表者を選任するときは、川崎市外国人市民代表者会議代表者選考委員会(以下「代表者選考委員会」という。)を設置し、その選考の結果に基づき委嘱するものとする。
(代表者の構成)

第3条 条例第4条に基づく代表者の構成は、国際連合人権理事会の委員選出の地域区分に基づく5地域から少なくとも各1人以上とし、同一の国籍・地域の委員は、4人を超えないものとする。

2 前項に規定する代表者の構成に対して、応募数が満たないとき又は応募者が選考基準を満たさないときは、その都度協議するものとする。
(代表者の募集)

第4条 代表者の募集は、公募により行う。

2 募集は、外国人市民代表者会議代表者応募申請書(第1号様式)により行う。
(代表者の選考基準)

第5条 代表者選考委員会は、代表者の選考に当たっては、応募者の日本語会話能力のほか、市政への関心、地域や外国人相互の交流状況、共生のまちづくりについての積極性等を考慮して選考する。

2 前項に定めるもののほか、代表者選考委員会は、男女の均衡、地域、年齢等について適切な配慮をするものとする。
(基準日)

第6条 第4条第2項第1号及び第2号に規定する満18年及び市内在住1年以上の要件の基準日は、代表者の任期の始まる年の4月1日とする。
(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、代表者選考委員会に諮って、市民文化局長が定める。

附 則
(施行期日)

1 この要綱は、平成8年10月7日から施行する。

(基準日の特例)

2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される代表者の配分の基準となる外国人登録者数は、

第6条 第1項の規定にかかわらず、平成8年4月1日の外国人登録者数を用い、満18歳及び市内在住1年の要件の基準日は、同条第2項の規定にかかわらず、平成8年11月1日とする。

(代表者選考委員会の任期)

- 3 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される代表者選考委員会は、第3条第2項の規定にかかわらず、任期は平成10年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成12年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年2月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月22日から施行する。

かわさきし がいこくじん しみん だいはうしゃ かいぎ だいはうしゃせんこう いいん かい せっち ようりょう
川崎市外国人市民 代表者 会議 代表者 選考委員会設置 要領

もくてきおよ せっち
(目的及び設置)

だい じょう かわさきし がいこくじん しみん だいはうしゃ かいぎ だいはうしゃせんこう い か ようこう だいい じょう もと
第1条 川崎市外国人市民代表者会議代表者選任要綱(以下「要綱」という。)第2条に基づ
き、かわさきし がいこくじん しみん だいはうしゃ かいぎ い か だいはうしゃ かいぎ だいはうしゃ せんこう
川崎市外国人市民代表者会議(以下「代表者会議」という。)の代表者を選考するため、
かわさきし がいこくじん しみん だいはうしゃ かいぎ だいはうしゃ せんこう いいん かい い か せんこう いいん かい
川崎市外国人市民代表者会議代表者選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。
ししょう じこう
(所掌事項)

だい じょう せんこう いいん かい ようこう もと だいはうしゃ かいぎ だいはうしゃ せんこう ししょう
第2条 選考委員会は、要綱に基づく代表者会議の代表者の選考を所掌する。

そしき
(組織)

だい じょう せんこう いいん かい いいん つぎ かか もの あ
第3条 選考委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) しみん ぶんかきょく ちょう
市民文化局 長
- (2) しみん ぶんかきょく しみん せいかつ ぶちょう
市民文化局市民生活部長
- (3) しみん ぶんかきょく じんけん だんじょきょう どうさんかく しつちょう
市民文化局人権・男女共同参画室 長
- (4) しみん ぶんかきょく こみゆ にてい すいしん ぶちょう
市民文化局コミュニティ推進部長
- (5) そうむきかくきょく と しせいさく ぶちょう
総務企画局都市政策部長
- (6) きょういくいいんかい じむきょく きょういくせいさく しつちょう
教育委員会事務局教育政策室 長

いいん ちょう
(委員長)

だい じょう せんこう いいん かい いいん ちょう お しみん ぶんかきょく ちょう あ
第4条 選考委員会に委員長を置き、市民文化局 長をもって充てる。

- 2 いいん ちょう せんこう いいん かい だいはう かいむ そうり
委員長は、選考委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 いいん ちょう じこ いいん ちょう しめい もの しょくむ だいいり
委員長に事故があるときは、委員長が指名する者が、その職務を代理する。

かいぎ
(会議)

だい じょう せんこう いいん かい いいん ちょう しょうしゅう かいぎ ぎちょう
第5条 選考委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 せんこう いいん かい いいん かはんすう しゅっせき かいぎ ひら
選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 せんこう いいん かい だいはうしゃ せんこう ひつよう おう がいこくじん しみん しさく かん けんしき
選考委員会は、代表者の選考にあたっては、必要に応じて外国人市民施策に関して見識を
ゆう もの いけん き
有する者の意見を聴くことができるものとする。

じむきょく
(事務局)

だい じょう せんこう いいん かい じむきょく しみん ぶんかきょく お
第6条 選考委員会の事務局は、市民文化局に置く。

いにん
(委任)

だい じょう ようりょう さだ ひつよう じこう しみん ぶんかきょく ちょう さだ
第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市民文化局 長が定める。

ふ そく
附 則

ようりょう へいせい ねん がつ は つ か しこう
この要領は、平成27年11月20日から施行する。

ふ そく
附 則

ようりょう へいせい ねん がつ ついたち しこう
この要領は、平成28年4月1日から施行する。

ふ そく
附 則

ようりょう へいせい ねん がつ にち しこう
この要領は、平成29年11月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年8月1日から施行する。

かわさきしがいくじんし みんだいひょうしゃかい ぎ ねんじほうこく ねんど
川崎市外国人市民代表者会議 年次報告＜2024年度＞
2025（令和7）年3月

へん しゅう かわさき し がいくじん し みんだいひょうしゃかい ぎ
編 集 川崎市外国人市民代表者会議

はっ こう かわさき し し みんぶん かきよくし みんせいかつぶた ぶん かきょうせいすいしんか
発 行 川崎市市民文化局 市民生活部多文化共生推進課
〒210-8577 かわさきしかわさきくみやもとちょう ばんち
川崎市川崎区宮本町1番地
TEL 044-200-2846 FAX 044-200-3707

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/60-7-2-0-0-0-0-0-0-0.html>



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市